

平成20年2月21日

於：農林水産省三番町分庁舎

食料・農業・農村政策審議会  
平成19年度第3回畜産部会速記録

目 次

1. 開会 午前 10 時 36 分 .....	1
1. 配付資料確認 .....	1
1. 部会長あいさつ .....	1
1. 委員出欠状況報告 .....	2
1. 議事の進め方について .....	2
1. 諮問及び関連資料説明 .....	3
1. 審議 .....	23
1. 諮問に対する賛否 .....	55
1. 答申 .....	57
1. 農林水産副大臣あいさつ .....	61
1. 閉会 午後 5 時 27 分 .....	62

午前 10 時 36 分開会

○徳田畜産企画課長 皆様、おはようございます。畜産企画課長の徳田でございます。定刻になりましたので、ただ今から平成 19 年度第 3 回畜産部会を開催させていただきます。

#### 配付資料確認

○徳田畜産企画課長 まず、配付しております資料の確認をさせていただきます。1「議事次第」、2「委員名簿」、3-1「諮問（加工原料乳生産者補給金単価等）」、3-2「諮問（指定食肉安定価格）」、3-3「諮問（肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格）」、4「諮問案総括表」、5「平成 20 年度加工原料乳生産者補給金単価等算定説明資料」、6-1「平成 20 年度指定食肉安定価格算定要領」、6-2「平成 20 年度指定食肉（豚肉）安定価格算定説明参考資料」、6-3「平成 20 年度指定食肉（牛肉）安定価格算定説明参考資料」、6-4「平成 20 年度指定肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格算定要領」、6-5「平成 20 年度指定肉用子牛保証基準価格算定説明参考資料」、6-6「平成 20 年度指定肉用子牛合理化目標価格算定説明参考資料」。また、参考といたしまして、「平成 19 年度畜産物価格等の決定について」、「畜産関係資料」、「酪農関係資料」、「食肉関係資料」をお手元にお配りしております。行き渡っていない資料がありましたら、事務局に連絡してください。

それでは、鈴木部会長、よろしく申し上げます。

#### 部会長あいさつ

○鈴木部会長 おはようございます。部会長の鈴木でございます。本日は、委員の皆様におかれましては御多忙のところを御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日は、去る 1 月 29 日の第 2 回部会の際に事務局から説明がございましたとおり、平成 20 年度の加工原料乳の生産者補給金単価等、平成 20 年度の指定食肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における平成 20 年度の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに

当たり留意すべき事項につきまして御審議をお願いするわけでございますが、委員の皆様方の御協力によりまして、円滑に議事の進行を図りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

#### 委員出欠状況報告

○鈴木部会長 それでは、議事に入ります前に、本日の出欠状況につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 林委員、村井委員におかれましては、やむを得ない理由により本日御欠席とのことでございます。また、武見委員におかれましては遅れてお見えになる予定でございます。

なお、審議会令第8条によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができないとされておりますが、全体で20名のうち、現時点で17名が出席していただいておりますので、成立しております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

#### 議事の進め方について

○鈴木部会長 それでは、まず本日は、先ほど申し上げましたように、平成20年度の加工原料乳の生産者補給金単価等、幾つかのものに当たりまして御審議いただくわけでございますが、本日の審議の結果、諮問に対します当部会の答申が出ますと、それが本審議会の答申と見なされることとなっております。

委員の皆様には、提出資料や政府の見解に関する質問のほか、政府の施策に対する御意見、御提言があれば、合わせて御発言いただくという形をお願いしたいと考えております。

なお、第2回部会では、質疑応答のほか、施策に関連した要望、提言といった内容も既にあつたかと思っております。確認のために、要点で構いませんので、重ねて御発言をお願いいたします。

また、その後に政府の諮問への賛否を簡潔に御表明いただくという形で進めたいと考えております。

本日の部会につきましては、以上の形で審議を取り進めたいと考えておりますが、この点、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。御異議ないと認めさせていただいて、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、本日のスケジュールといたしましては、まず事務局から諮問に関連した説明を行いまして、質問や御意見の聴取を、時間がありましたら午前 11 時 25 分ごろまで行いまして、その後団体からの要請を受けて、12 時から昼休みをとることにいたします。午後 1 時に部会を再開いたしまして、午後 3 時までの 2 時間を目途に質疑応答及び委員からの御意見・御提言をお聞きしまして、その後、各委員から諮問に対する賛否を御表明いただくというふうに考えております。休憩を挟みまして、3 時 30 分から答申案の作成に入りまして、5 時 20 分を目途に終了と考えております。

本日の諮問事項は極めて重要な問題でありますので、審議には十分な時間をとりたいと考えておりますが、委員の方々はお忙しい方ばかりでございますので、できるだけ効率的な運営に努めまして、本日しかるべき時間までには答申まで持っていきたいと考えておりますので、どうかよろしく御協力のほど、お願いいたします。

#### 諮問及び関連資料説明

○鈴木部会長 それでは、本日付で農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問がございますので、まず牛乳乳製品課長から加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

○平岩牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の平岩でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文を朗読させていただきます。お手元の資料 3-1 をお願いいたします。

19 生畜第 2115 号

平成 20 年 2 月 21 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき平成 20 年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第 2 項の規定に基づき平成 20 年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、朗読いただきました諮問に関連し、御説明をお願いします。

○平岩牛乳乳製品課長 それでは、関連資料について、資料 4、5 に即しまして御説明申し上げます。

資料 4 につきましては、諮問事項について、数値を一覧表にまとめております。1 番の加工原料乳に係る部分がこれから御説明するものでございます。

資料 5 をお願いいたします。この説明書に基づいて御説明申し上げます。なお、別途参考資料として、平成 18 年度牛乳生産費の全国版と北海道版、また牛乳・乳製品に関する生産などについて資料が掲載されております「酪農関係資料」を別冊でお配りしております。必要に応じて御覧いただければと存じます。

それでは、具体的な算定につきまして御説明させていただきます。資料 5 の説明資料を御覧ください。1 ページから 3 ページが補給金の単価に関してでございます。4 ページから 5 ページが限度数量についての説明でございます。そして、6 ページ以降は、それぞれの説明参考資料を入れさせていただいております。

まず、補給金単価について、1 ページをお開きいただきたいと思います。まず、補給金単価算定の考え方でございます。加工原料乳の補給金単価は、加工原料乳地域である北海道の生産費及び乳量のそれぞれの変化率から求めた生産コスト等変動率を前年度の補給金単価に乘じまして、「当該年度の加工原料乳生産者補給金単価」を算定することとしており

ます。

この方式は変動率方式と呼ばれておりまして、平成13年度に補給金制度を改正して以来適用している方式でございます。20年度の単価算定におきましても、この変動率方式で算定をいたしております。

この考え方を算式としてまとめたものを1ページの中ほどにお示しをしております。当該年度の補給金単価は、前年度の補給金単価掛ける生産コスト等変動率でございます。このうち、生産コスト等変動率の部分については、 $(C_1/C_0) \div (Y_1/Y_0)$  で求めることとしております。 $C_1/C_0$ は、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率でございます。 $Y_1/Y_0$ は、搾乳牛1頭当たり乳量の変化率でございます。

次に、算定の要領でございます。単価算定の基本となります前年度の補給金単価ですが、これは19年度——（本年度でございますが）——補給金単価で生乳1kg当たり10.55円でございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。生産コスト等変動率の算定方法でございます。これは、前ページの算式のとおり、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率を搾乳牛1頭当たり乳量の変化率で割り、算出をしております。

この生産コスト等変動率の算定の中身につきまして、御説明をいたします。まず、(1)の搾乳牛1頭当たり生産費の変化率の算定方式について、御説明いたします。搾乳牛1頭当たり生産費の算定の基礎となりますのは、牛乳生産費の飼養頭数規模別の搾乳牛1頭当たり全算入生産費でございます。これをまず、畜産統計に基づきまして、直近年の飼養頭数規模別飼養頭数ウェートにより加重平均いたします。分母、分子、各年の生産費を直近年のウェートで加重平均することにより、過去3年間の飼養規模の拡大がなかったという形に換算をいたしまして、規模拡大努力による生産性の向上の成果が生産者の方々の手元に残るような配慮をしたものでございます。

次に、酪農経営の実態を的確に反映させるため、この生産費に、集送乳経費、販売手数料及び企画管理労働費を加算いたしまして、さらに物価・労賃の直近の動向等を織り込んでおります。このようにして算出した搾乳牛1頭当たり生産費を、ここでは修正生産費と呼ばせていただいております。

この修正生産費の当年を含む過去3年の平均——（これは分子でございますが）——を、前年を含む過去3年の平均——（これが分母でございますが）——で割りまして算出したのが、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率でございます。

修正生産費の算出方法でございますが、アから順に御説明をいたしますと、物財費などの各費目につきましては、調査時期と算定時期のずれを補正するために、原則として、当年を含む過去3年——（これは分子でございますが）——については、直近でございます平成19年10月～12月の水準に、また、前年を含む過去3年——（これが分母でございますが）——は、その1年前でございます平成18年10月～12月の水準に物価修正をいたします。

なお、平成20年度単価の算定においては、配合飼料価格について、現在の水準で推移いたしたとしても、21年3月までの1年間、四半期ごとの農家実負担が確実に算出できるということから、これをデータとして織り込んで算定を行ったところでございます。

次に、家族労働費についてでございます。酪農経営の実態を適切に反映させるため、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」による北海道の製造業5人以上規模の労働賃金水準により評価をいたしております。

地代及び資本利子につきましては、当年を含む過去3年——（これは分子でございますが）——は直近年である平成18年度の水準に、前年を含む過去3年——（これが分母でございますが）——は1年前である平成17年度の水準に評価をいたしております。

さらに、企画管理労働費につきましては、「牛乳生産費調査結果」に基づく企画管理労働時間に、家族労働費と同額の労賃単価を乗じて算出をしております。

このようにして求めた当年を含む過去3年の修正生産費の平均を前年を含む過去3年平均で割りまして、修正生産費の変化率を算出しておるということでございます。

次に、(2)の「搾乳牛1頭当たり乳量の変化率」でございます。搾乳牛1頭当たり乳量の変化率につきましては、牛乳生産費による搾乳牛通年換算1頭当たり乳脂肪分3.5%換算乳量を、直近年の飼養頭数規模別飼養頭数ウェイトにより加重平均して求めた修正乳量について、直近の実態を考慮しまして、平成18年度の修正乳量を平成17年度の修正乳量で割りまして算出をしております。

なお、乳量につきましては、経営規模が拡大するほど乳量が増加する傾向がありますので、生産費の変化率の算出の際と同様に、直近年の頭数ウェイトで加重平均して算出をすることにより、生産者の方々の生産性向上の成果に配慮をしているところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。このようにして求めますと、一番下に出ておりますように、1頭当たり生産費の変化率は1.0754、搾乳牛1頭当たり乳量の変化率は0.9820となり、生産コスト等変動率は1.0951となります。



恐縮です、3ページにもう一度お戻りいただきたいと存じます。20年度単価の試算値は、19年度単価の10.55円/kgに、生産コスト等変動率の1.0951を乗じて得られました11.55円/kgとなるわけでございます。これは、前年度単価からは1円の引き上げになっております。

生産コスト等変動率の詳細な算定については説明は省かせていただきますが、6ページから8ページにまとめて掲載をしておりますので、合わせて御覧いただければと思っております。

以上が、補給金単価の関係の算定につきましての御説明でございます。

続きまして、限度数量について御説明させていただきたいと存じます。4ページをお願いいたします。まず、考え方でございますが、限度数量は20年度の推定生乳生産量から推定自家消費量、牛乳等向け生乳消費量、その他乳製品向け生乳消費量を控除し、さらに要調整数量を加算して、「特定乳製品向け生乳供給量として見込まれる数量」を算定し、これを限度数量としております。4ページ中ほどにございますが、この考え方を算式で示したものがあります。

次に、算定要領について御説明いたします。1の「推定生乳生産量」については、最近の経産牛頭数から、平成20年度の経産牛頭数を推定いたしまして、その頭数に乳量を乗じて算出しております。

2の「推定自家消費量」については、最近の動向等を考慮して算出しております。

3の「牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量」については、平成10年度から平成19年度の消費者物価指数——（これは総合の指数でございますが）——、飲料支出に占める牛乳支出の割合と国民1人当たりの年間牛乳等向け生乳消費量の関数によりまして、20年度の国民1人当たりの年間牛乳等向け生乳消費量を推定し、これに20年度の推定総人口を乗じたものに、学校給食用生乳消費量として見込まれる数量を加えて算出をしております。

4の「その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量」につきましては、最近の動向等を考慮して算出をしています。

5の「要調整数量」については、輸入乳製品を除く推定生乳消費量に不足すると見込まれる生乳量でございまして、需給均衡を図るために生産の調整が必要な数量となっております。

それでは、それぞれの数値の算定について御説明いたします。また少し飛んで恐縮でござ

ございますが、見開きになっております 10 ページ、11 ページをお願いいたします。10 ページ、11 ページは推定生乳生産量 Q 1 の算定基礎をお示ししたものです。

右側の 11 ページを御覧ください。左上の欄の⑥「経産牛頭数」がございます。また、その右側に⑦「経産牛 1 頭当たり月間乳量」、その右側に⑧「平成 20 年度生乳生産量」がございます。ごく簡単に申しますと、毎月の経産牛頭数に経産牛 1 頭当たりの月間乳量を乗じて毎月の生乳生産量を算出し、これを平成 20 年 4 月から 21 年 3 月まで足し上げることによりまして、20 年度の推定生乳生産量を算出しております。20 年度計で 799 万 9000 トンになります。

ここでは、この 799 万 9000 トンを下限値といたしまして、表の下の (2) の注意書きにございますように、経産牛 1 頭当たり月間乳量が (1) よりも 1 標準偏差分である 1.6% 多い場合で、その他は同様に算出をした 812 万 5000 トンを上限値としております。そして、(3) にございますように、この両者の中央値が 806 万 2000 トンとなっております。

以上が生乳生産量の推定でございます。

なお、左側の 10 ページは、毎月の経産牛頭数をどのように推定したかを示したものです。毎月の経産牛頭数は、その月から新たに生乳を生産し始める牛、つまり②「初産牛分娩可能頭数」に、③の前月から繰り越される経産牛頭数を加えたものから、その次に⑤のと畜や病死などによりまして減耗をする経産牛頭数を減じて求めております。

12 ページは、生乳生産量以外の要素についての算定基礎でございます。最初に、2「推定自家消費量 D 1」ですが、19 年度見込みを基礎に最近の動向を考慮いたしまして、8 万 1000 トンと推定しております。

3「牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量 D 2」については、D 2 A と D 2 B に分けて算出しております。このうちの D 2 A は、牛乳乳製品統計における牛乳等向け生乳処理量ベースにより見込まれる牛乳等向け生乳消費量から、学校給食用を除いたものでございます。

D 2 A につきましては、消費者物価指数、総合の指数でございますが、飲料支出に占める牛乳支出の割合と国民 1 人当たりの牛乳等向け生乳消費量との関数から、20 年度の国民 1 人当たりの牛乳等向け消費量である d 1 を推定いたしまして、これに 20 年度の推定総人口 N を乗じることにより算出しております。この算式により、390 万 4000 トンから 396 万 4000 トンと算出をしております。

D 2 B「学校給食用生乳消費量」は、児童生徒数の減少を考慮し、40 万 6000 トンと推定

しております。

そして、D 2 AとD 2 Bを足し合わせると牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量 D 2が出ますが、これは 431 万トンから 437 万トンとなりまして、その中央値が 434 万トンということでございます。

4「その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量 D 3」については、19 年度見込みを基礎に、最近の動向等を考慮いたしまして、177 万 7000 トンと推定しております。

次の5「要調整数量」については、 $(Q 1' - Q 1)$ としておりますが、20 年度の輸入乳製品を除く推定生乳消費量 $Q 1'$ の 808 万 5000 トンないし 821 万 1000 トンから、先ほど御説明いたしました 20 年度の推定生乳生産量 $Q 1$ の 799 万 9000 トンないし 812 万 5000 トンを差し引いて、8 万 6000 トンとしております。

大変恐縮ですが、5 ページにいま一度お戻りいただきたいと思っております。中ほどに、算式とそれぞれの試算結果をお示ししております。上から、「推定生乳生産量の中央値」は 806 万 2000 トン、「推定自家消費量」は 8 万 1000 トン、「牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量の中央値」は 434 万トン、「その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量」は 177 万 7000 トン、「要調整数量」は 8 万 6000 トンとなっております。これらを上の算式に当てはめると、求める数量、すなわち限度数量である Lが出てまいりまして、195 万トンということになります。

次に、14 ページ、15 ページをお願いしたいと思います。これは生乳の需給表をお示ししております。この表は限度数量の御審議の参考としていただくようにということでお示ししておりますので、今御説明をした数値等の一覧表でございます。なお、表中には、御参考として、19 年度の見込みに対する伸び率を一部示させていただいております。

この表については、今、数値として考え方を御説明したとおりでございますので、表自体の説明は省略させていただきたいと思っております。加工原料乳関係の算定資料の説明については、以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

次に、食肉鶏卵課長から、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格に関する諮問文の朗読をお願いします。

○牧元食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長でございます。

指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格に関します諮問文を朗読させていただきます。資料、戻りまして恐縮でございますが、3-2、3-3のそれ

ぞれの1枚紙をごらんいただきたいと思います。

まず、資料3-2でございます。

19生畜第2123号

平成20年2月21日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成20年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

続きまして、資料3-3でございます。

19生畜第2124号

平成20年2月21日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成20年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示し

た考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、朗読いただきました諮問に関連した御説明を、食肉鶏卵課長からお願いいたします。

○牧元食肉鶏卵課長 それでは、資料4及び資料6-1から6-6に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず資料4の1枚紙、先ほど加工原料乳の関係でも御説明のあった資料4をお開きいただきたいと思います。まず、中段の2「指定食肉の安定価格」についてでございますが、牛肉につきましては、安定上位価格を1025円と、19年度より15円の引き上げ、安定基準価格につきましては790円と、19年度より10円引き上げの試算値でございます。

豚肉につきましては、安定上位価格は515円、19年度より35円の引き上げ、安定基準価格は380円、19年度より15円引き上げの試算値でございます。

続きまして、下段の3「指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格」についてでございます。保証基準価格につきましては、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種におきましては、19年度より1000円の引き上げの試算値でございます。乳用種、交雑種におきましては、19年度より3000円の引き上げの試算値でございます。

合理化目標価格につきましては、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種におきましては、19年度より1000円の引き上げの試算値でございます。乳用種、交雑種につきましては、19年度より3000円の引き上げの試算値でございます。また、合理化目標価格の適用期間につきましては、19年度と同様に1年間としているところでございます。

最初に資料6-1「平成20年度指定食肉安定価格算定要領」に即しまして、豚肉、牛肉の指定食肉の安定価格の算定の考え方を御説明させていただきます。

おめくりをいただきまして、1ページでございます。豚肉の安定価格につきましては、直近5年間を基準期間といたしまして、その期間におきます肉豚の農家販売価格に生産費指数を乗じまして、翌年度の農家販売価格を算定いたします。これを枝肉換算係数と定数によりまして、卸売市場で販売をされます枝肉価格に換算をいたします。さらに、変動係数を用いまして、安定基準価格と安定上位価格という形で、上下に開いて算定をするところ

ろでございます。これを算式にまとめますと、表記の式になるところでございます。

続きまして、お開きをいただきまして2ページをごらんいただきたいと思います。各要素について御説明をいたします。まず、(1)「基準期間の肉豚農家販売価格(P0)」につきましては、平成15年1月から19年12月までの5年間の農業物価統計によります農家販売価格を平均して、試算をしているところでございます。

次に、(2)「生産費指数(I)」につきましては、直近5年間の基準期間におきます平均的な生産費に対しまして、価格算定年度となります平成20年度の推定生産費の変化の動向を見るための指数でございます。(2)のア. からエ. にございますように、生産費指数は4つの要素から構成されておまして、ここに示しますように、これらを総合的に計算をしてIを求めるわけでございます。

ア. にお示しております第1の構成要素q0につきましては、直近5年間における実質費用でございます。

また、イ. でございますが、直近5年間の実質化した各費目の傾向から、価格算定年度でございます平成20年度の実質費用の計算を行いまして、各費目のq1を求めるわけでございます。

ウ. でございますが、費目ごとの農業物価統計等を用いまして、直近5年間の生産費調査に対応いたします期間の物価指数の平均値p0を算出いたします。物価指数につきましては、基準となります平成17年の物価を100とした場合の相対的な価格をあらわす指数でございます。物価の変動を図る尺度でございます。

エ. でございますが、各費目ごとに直近、これは原則として19年10月から12月までの平均の物価指数から、価格算定年度における物価指数を算出するところでございます。

以上によりまして、4つの要素、q0、q1、p0、p1を決めるわけでございます。

続きまして3ページのオ. でございます。各費目ごとに実質費用に物価指数を乗じて名目化いたしまして、これを合計化するわけでございます。基準期間の名目費用の合計額を分母といたしまして、価格算定年度の各名目費用の合計額を分子といたしまして、生産費指数(I)を計算するところでございます。

(3) でございますが、P0とIを掛け合わせますと、20年度の農家販売段階におきます価格が算出されるところでございます。安定価格につきましては、枝肉の卸売価格でございますので、農家販売価格を省令規格の枝肉の卸売価格に換算をする必要がございます。

このため、基準期間5年間におきます豚肉の枝肉卸売価格と肉豚農家販売価格の推移から、両者の一次回帰式を作成するところがございます。mとkは、回帰式の係数、定数でございます。こうして得られました枝肉への換算式に20年度の肉豚の農家販売価格を代入することによりまして、枝肉卸売価格を算定いたします。

次に(4)でございますが、(3)で算出をいたしました豚枝肉卸売価格を、通常の価格変動幅によりまして上下に開きまして、安定基準価格と安定上位価格を算出いたします。近年の拡大傾向を勘案いたしまして、前年よりも1ポイント拡大いたしまして、±15%とされているところがございます。

以上が、豚肉についての安定価格算定の考え方でございます。

続きまして、4ページの牛肉につきましても、制度の趣旨は豚肉と同様で算定方式も需給実勢方式で豚肉と同様でございます。

基準期間につきましては、牛肉では7年間でございます。7年間におきます肉牛の農家販売価格に生産費の変化率でございます生産費指数を乗じます。これを枝肉換算係数、定数で、指定食肉の枝肉卸売価格に換算をいたします。さらに変動係数を用いまして、上下に開いて算定をするわけでございます。

指定食肉でございます牛肉は去勢肉のBの2及びBの3規格となっておりますが、当該去勢牛につきましては、和牛と乳雄の両方が対象となっているわけでございます。

一方、算定に必要な農家販売価格、生産費等のデータにつきましては、和牛と乳雄が別々に調査をされております。このため、まず系列ごとに計算をいたしまして、枝肉価格を算出する際に一本化をして求めているわけでございます。

算定式の中の各項目、wは和牛の系列でございます。dはデイリーでございますが、これが乳用雄の系列でございます。これを算式にまとめましたのが4ページの式でございます。

次に5ページ、各構成要素について御説明をいたします。中段の(1)の基準期間におきます肉牛の農家販売価格につきましては、和牛、乳雄の2つの系列がございますので、ここではP0wと表記をしております和牛系列と、P0dと表記をしております乳用雄肥育牛の系列それぞれにつきまして、直近7年間の各月の農業物価統計におきます農家販売価格を平均して算出をしているわけでございます。

(2)の生産費指数Iにつきましては、去勢和牛の生産費指数と乳用雄肥育牛の生産費指数に分けて算出をしているところがございます。

具体的な算定方法は、以下のア. から次ページのオ. に記載をしておりますとおりでございます。これによりまして、 $q_0$ 、 $q_1$ 、 $p_0$ 、 $p_1$ の4つの構成要素を計算いたしまして、 $q_0$ と $p_0$ 、 $q_1$ と $p_1$ をそれぞれ掛けあわせまして、基準期間の名目生産費と20年度におきます名目生産費を求めまして、 $I$ を計算するところでございます。以上の考え方につきましては、和牛と乳雄に分かれていること以外につきましては、豚肉と同様の算式になっているわけでございます。

次はちょっと飛びまして恐縮でございますが、7ページをお開きいただきたいと思えます。7ページ(3)「枝肉換算係数及び定数」につきましても、従来どおり、7年間の指定食肉の枝肉卸売価格に対します去勢肥育和牛の農家販売価格と、乳用雄肥育牛農家販売価格との回帰関係から関係式を一元的に求めまして、枝肉販売価格を算出しております。次に(4)でございますが、(3)で得られました枝肉の卸売価格を上下に開くための変動係数につきましては、牛肉については前年度と同じく±13%となっているところでございます。

以上述べましたことを実際の数値に即しまして、資料6-2で御説明をさせていただきますと思えます。1ページの試算の全体像につきましては、まず豚肉でございますが、(2)の試算でございますように、直近5年間におきます肉豚の農家販売価格につきましては、286円でございます。

これに生産費指数 $I$ が1.010ということで計算をいたしますと、288円86銭が20年度に見込まれます肉豚農家販売価格でございます。これに枝肉換算係数1.511を掛けまして、定数項11.78を加えました448円25銭が枝肉価格でございます。これを変動係数15%で上下に開きますと、安定基準価格が381円1銭、安定上位価格が515円49銭となっております。これを従来のルールに従いまして5円刻みで丸めますと、上が515円、下が380円ということで、安定上位価格は35円の上昇、安定基準価格は15円の上昇となるわけでございます。

次は2ページでございますが、ここでは算定期間の肉豚の農家販売価格、いわゆる $P_0$ の計算式を示しているところでございます。

また、右側3ページの(1)につきましては、生産費指数 $I$ の算式でございます。 $I$ は、分母、分子、それぞれこのような形で求められる指数でございます。また、(2)に試算値が出ておりますが、2万5658円分の2万5903円ということで、1.010と算出をされるところでございます。



4 ページ、5 ページには、I を計算するために算出基礎となります  $\Sigma q_0 p_0$ 、 $\Sigma q_1 p_1$  の、それぞれの数値が続きます 6 ページから 8 ページまでに、それぞれの項目の諸元が記載をされているところでございます。

なお、配合飼料費につきましては、20 年度に見込まれます農家実質負担の価格を盛り込みまして  $q_1$  が算出をされております。これを用いることで、今般の配合飼料価格の上昇傾向が適切に盛り込まれる算定式となっているところでございます。

若干飛びまして恐縮でございますが、9 ページでございます。「枝肉換算係数及び定数」につきましては、基準期間の枝肉卸売価格と肉豚農家販売価格の回帰関係から算出をいたしまして、3 の (2) の試算でございますように、 $Y = 1.511X + 11.78$  という式になるわけでございます。この式の中心価格を求めまして、変動係数 15% で上下に開きまして、豚肉の枝肉の卸売価格を算出しております。以上が豚肉の算定についてでございます。

次は資料 6 - 3、牛肉の関係でございます。2 枚お開きをいただきまして、1 ページの (2) の算式でございますが、和牛系列につきましては  $P_0$  が 1054 円、これは去勢和牛の直近 7 年間におきます農家販売価格でございます。これに去勢肥育和牛におきます生産費指数の 0.920 を掛けて得られます 969 円 68 銭が 20 年度における去勢和牛の農家販売価格でございます。

乳用雄肥育牛の系列につきましては、 $P_0$  が 373 円、 $I$  が 0.998 でございまして、これらを掛けることによって得られます 372 円 25 銭が乳用雄肥育牛の農家販売価格でございます。

次に、農家販売価格を枝肉価格に換算をするために、和牛系列につきましては 0.236 の係数を掛けまして、乳用雄系列につきましては 1.991 を掛けます。さらに定数項として 61.88 を引くことによりまして、枝肉価格 908 円 11 銭が求められるところでございます。こうして得られました価格を 13% という変動係数で上下に開きますと、上が 1026 円 16 銭、下が 790 円 6 銭となりまして、これも豚肉と同様に、5 円単位で丸めますと、上が 1025 円、下が 790 円となるところでございます。よって、安定上位価格は 15 円の上昇、安定基準価格は 10 円の上昇となるわけでございます。

右側、2 ページ以降は、各要素の数字の説明になっております。

2 ページは、和牛の農家販売価格の計算でございます。

3 ページに、乳用雄の肥育牛について示しているところでございます。

4 ページに生産費指数の計算を示しております。(2) のアによりまして、和牛では 0.920、

乳用種では0.998となっております。

Iの各要素につきましては、次の5ページから20ページにかけて詳細に掲げております。説明は省略をさせていただきますが、配合飼料費は豚肉と同様の算出方法ということで、20年度に見込まれる農家実質負担を盛り込みまして、今般の配合飼料価格の上昇傾向を適切に盛り込んでいるところでございます。

飛びまして、21ページをお開きいただきたいと思います。農家販売価格を枝肉に換算する係数、定数を示してございます。直近7年間の価格動向を用いまして表記の回帰式となっているところでございます。この回帰式に去勢肥育和牛農家販売価格と乳用雄肥育牛農家販売価格を代入いたしまして、中心価格を求めます。変動係数13%で上下に開きまして、指定牛肉の安定上位価格と安定基準価格を求めているところでございます。

次は資料6-4、子牛の関係を御説明させていただきたいと思えます。1枚おめくりをいただきまして、1ページでございます。保証基準価格につきましては、和牛系列といたしまして、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種の3区分。乳用種系列といたしまして、乳用種、交雑種の2区分、合計5つの品種区分を算定しているところでございます。

具体的には、和牛系列、乳用種系列のそれぞれにつきまして、基準期間の子牛の農家販売価格の平均値を求めまして、それぞれの品種ごとの基準期間と価格算定年度とのコストの変化率を示しております生産費指数を乗じます。そして、農家販売価格の子牛価格を求めた後に、これを市場取引価格ベースに直すために、市場取引換算係数と定数によりまして、市場価格に換算をいたします。そして、品種格差係数を乗じまして、それぞれの品種の価格を求めているところでございます。

お開きをいただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。(1)「基準期間の肉用子牛農家販売価格(P0)」につきましては、昭和58年2月～平成2年1月までの7年間の和子牛及び乳子牛の農家販売価格をそれぞれ平均して算出をしているところでございます。

(2)「生産費指数(I)」につきましては、和子牛及び乳用雄育成牛の生産費をもとに算定をしております。その要素となります $q_0$ 、 $q_1$ 、 $p_0$ 、 $p_1$ の計算式につきましては、豚肉、牛肉の安定価格と同じ考え方で求めているところでございます。

右側3ページ、(3)「市場取引換算係数」につきましては、農家販売価格と市場価格の回帰関係から回帰式を求めて算出をしているところでございます。

(4)「品種格差係数」につきましては、和子牛では自由化前7年間の和子牛の市場価格

と、黒毛、褐毛その他の肉専用種それぞれの市場価格との関係から算出をしているところ  
でございます。交雑種につきましては、自由化前7年間の乳子牛の市場価格と交雑種の市  
場価格との関係から算出をしているところでございます。

以上が、肉用子牛保証基準価格の考え方でございます。

続きまして合理化目標価格でございますが、お開きをいただきまして、4ページをごら  
んいただきたいと思っております。合理化目標価格につきましても保証基準価格と同様に、和牛  
系列と乳用種系列の2つの系列に分けて計算をしております。それぞれの系列の中で品種  
格差係数を用いまして、和牛系列は、黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種の3品種、乳  
用種系列は、乳用種及び交雑種の2品種の区分に分けているところでございます。

具体的な計算方法につきましては、下に算式が出ておりますが、まず初めに一定期間の  
輸入牛肉価格に関税率、諸経費の割合を掛けまして、国内における輸入牛肉の部分肉価格  
を算出いたします。この部分肉価格に、輸入牛肉と国産牛肉の品質格差係数を掛けまし  
て、品質格差を考慮いたしました輸入牛肉に対抗し得る国産牛肉の部分肉価格を計算をす  
るところでございます。

そして、過去の部分肉価格と肥育牛農家販売価格との関係式等から、肥育牛1頭当たり  
の農家販売価格に換算をするわけでございます。肥育牛の農家販売価格から、肥育を行う  
際に必要な素畜費以外の合理的な費用の額を控除いたしまして、肥育経営における肉用子  
牛の農家購入価格を算出いたします。ここで算出されたものは肥育農家の購入価格でござ  
いますので、これを市場取引価格に換算をいたしまして、品種格差係数を掛けて、品種ご  
との合理化目標価格を算出するわけでございます。

なお、平成20年度の算定におきましては、平成15年12月から平成18年7月までの米  
国産牛肉の輸入停止期間を将来の牛肉需給の見通しに用いることが困難でございますので、  
輸入牛肉の部分肉価格及び輸入牛肉と国産牛肉の品質格差係数につきましては、従来どお  
り、米国産牛肉の輸入停止期間を除いた直近の実績を基に算出をしているところでござい  
ます。

右側5ページは各要素についてでございます。(1)「輸入牛肉価格」につきましては、  
一定期間、これは米国産牛肉の輸入停止期間を除きます平成7年6月から平成19年12月  
までの10年間の豪州産及び米国産、さらにそれぞれ冷蔵品及び冷凍品ごとの輸入価格を加  
重平均して求めております。

また、輸入牛肉に占める国別、冷凍・冷蔵別のシェアにつきましては、従来のルールで

は、直近1年間を用いることとされておりますので、算定期間に米国産牛肉の輸入停止前と輸入再開後の双方が含まれております。このことから、平成19年1月から12月までの直近1年間と、米国産牛肉の輸入停止前1年間、平成15年1月から12月までになるわけですが、2年間の平均シェアを用いているところでございます。輸入価格につきましてはドル立てで計算をしておりますので、平成15年1月から平成19年12月までの5カ年間の為替レートによりまして、円に換算をしているところであります。また、関税率及び諸経費につきましては、子牛が肥育されて出荷されるまでの期間を勘案いたしまして、算定年度の翌年度の関税率、つまり平成21年度の関税率を適用することとしておりますが、現在WTOの協議等が継続中ではございますので、現行の38.5%を用いております。

また、輸入諸経費につきましては、輸入諸掛率を従来どおり7%、消費税率を5%としているところでございます。

(3)「品質格差係数」でございしますが、輸入牛肉と国産牛肉との品質格差を盛り込むものでございます。一定期間、これは米国産牛肉の輸入停止によりまして、米国産部分肉が出回らない期間を除きます平成10年6月から平成19年12月までの7年間の、豪州産及び米国産牛肉の部分肉価格の加重平均価格を輸入牛肉の部分肉価格といたしまして、国産牛肉の部分肉価格に対する比率を、去勢和牛及び乳用雄肥育牛について、それぞれ算出をしているわけでございます。

次、6ページの「肥育牛換算係数」につきましては、国産牛肉の部分肉価格を生体価格に換算するための係数、定数でございます。

(5)「肥育に要する合理的な費用の額」につきましては、各項目の実質費用(q0)をもとにいたしまして、物価指数(p1)等を勘案いたしまして計算をしているところでございます。右側、7ページ(6)でございしますが、(5)までの計算によりまして、農家段階での子牛価格が求まるところでございます。これを市場取引価格に換算をいたしますために、指定肉用子牛の市場取引価格と農家購入価格との回帰関係から換算係数を求めまして、市場取引価格に換算をするところでございます。

(7)でございしますが、(6)によりまして求めました価格を、品種格差係数を乗ずることによりまして、各品種ごとに合理化目標価格を算出しているところでございます。

以上が、合理化目標価格の考え方でございます。

次に資料6-5は肉用子牛の保証基準価格の数値を御説明したいと思います。2枚お開きいただきまして、1ページでございします。右側2ページに、具体的に試算をした数値が

記載されております。試算をいたしました結果、黒毛和種につきましては 30 万 5000 円、褐毛和種につきましては 28 万 1000 円、その他の肉専用種は 20 万 1000 円、交雑種は 17 万 8000 円、乳用種は 11 万 3000 円となりまして、前年度に対比しまして、和子牛系列はそれぞれ 1000 円の上昇、乳子牛系列はそれぞれ 3000 円の上昇となっております。

今回の算定の要点といたしましては、配合飼料費の上昇によりまして、各品種ともに前年度に比べまして生産費の変化率を示す生産費指数が上昇しているところでございます。特に、生産費に占める配合飼料費の割合が高い乳用種、交雑種におきまして、生産費指数の上昇率が高くなった結果引き上げ幅が大きくなったところでございます。

おめくりをいただきまして、3 ページ、4 ページは「農家販売価格 (P 0)」でございまして、基準期間は牛肉の輸入自由化前の 7 年間で固定をしております。4 ページの右下に 30 万 2660 円という数字が出てくるわけでございます。

続きまして、5 ページ、6 ページでございまして、乳子牛系列の農家販売価格 (P 0) でございますが、これも同様に自由化前の 7 年間でございまして、6 ページの右下をごらんいただきますと、16 万 7246 円となっているところでございます。

次、7 ページは、生産費指数 (I) の計算を示したものでございます。分母の  $q_0 p_0$  は基準期間におきます生産費、分子の  $q_1 p_1$  は価格算定年度、すなわち平成 20 年度に見込まれる生産費をあらわしております。I につきましては、基準期間における生産費の変化率でございまして、I の計算結果につきましては、黒毛和種 0.947、褐毛和種 0.937、その他の肉専用種 0.890、乳用種 0.674、交雑種 0.886 となっているところでございます。

9 ページ以下に算出基礎を示しているところでございます。これの詳細はまた省略をさせていただきますと思いますが、配合飼料費につきましては今般の配合飼料価格の上昇傾向を適切に盛り込むべく算出をしているところでございます。

詳細の各項目は省略をさせていただきます、飛びまして 28 ページの 3. 「市場取引換算係数」の計算結果でございまして、この係数につきましては、子牛の農家販売価格と市場取引価格との関係から (2) にございます式となっております。

また、4. 「品種格差係数」につきましては、29 ページの試算にございますように、和子牛グループから黒毛和種への品種格差係数は 1.003、褐毛和種 0.933、その他の肉専用種 0.704 となっております。また、乳用種から交雑種へ分離する品種格差係数は 1.177 となっているわけでございます。

以上が、保証基準価格の計算試算結果でございまして、

次に、資料6-6に基づきまして、合理化目標価格の数値について御説明をさせていただきます。2枚おめくりをいただきまして2ページでございます。まず、和牛系列の計算についてでございますが、一番上の式、P0の後の432円56銭が輸入牛肉価格でございます。関税率、諸経費等を掛けまして計算をいたしますと、詳細は省略をいたしますが、市場取引価格については26万6564円となるところでございます。

これに品種格差係数をそれぞれ掛けまして、100円単位を四捨五入いたしまして、1000円単位で丸めますと、黒毛和種については26万8000円、褐毛和種につきましては24万7000円、その他の肉専用種については14万2000円となるところでございます。

また、下段の乳用種系列の計算につきましては、輸入牛肉価格は同様に432円56銭、これに品種格差係数1.54を乗じまして計算をいたしますと、輸入牛肉に対抗し得る国産牛肉の部分肉価格が1002円54銭となるところでございます。詳細は省略をいたしますが、試算をいたしますと、8万4901円という、真ん中あたりに数字が出てくるわけでございます。これを市場取引価格に換算いたしますと8万3084円となりまして、これも同様に1000円単位で丸めますと8万3000円となります。これが乳用種の合理化目標価格でございます。これに品種格差係数を乗じまして、交雑種の合理化目標価格につきまして、13万8000円となるわけでございます。

今回の算定につきましては、輸入牛肉と国産牛肉の品質格差が拡大傾向にあるなどの上げ要素、それから配合飼料の上昇に伴う肥育費用の増加などの下げ要素を換算いたしますと、全品種とも引き上げとなるというわけでございます。

品種での格差につきましては、和牛系列の出荷体重の増加によりまして、肥育費用が大きくなっているということで、下げ要素が大きく働いた結果、引き上げ幅が乳用種系列と比較して小さくなったというところでございます。

3ページ以下は各要素の計算の内訳でございます。3ページ、「輸入牛肉価格」でございますが、国別、冷凍・冷蔵別の輸入シェア、輸入単価為替レートから求めますと、先ほど申し上げましたkg当たり432円56銭となっているところでございます。

4ページの関税率は38.5%、輸入諸掛率7%、消費税5%、合わせますと、Tが1.505となるわけであります。

そして、「品質格差係数(Q)」でございます。分母につきましては、国別、冷凍・冷蔵別のシェアと単価から求めました輸入牛肉の部分肉価格、分子につきましては、国産牛肉の部分肉価格を代入いたしまして、格差の比率を求めますと、和牛が2.91、乳用雄が1.54

となるところでございます。

次は5ページでございます。肥育牛の換算係数につきましても、直近7年間の部分肉価格と肥育牛価格、肥育牛の農家販売価格の回帰式から求めているところでございます。

6ページ「肥育に要する合理的な費用」につきましては、去勢和牛が39万4802円、乳用雄が27万8868円となっているところでございます。

7ページは6.「市場取引換算係数」、7.「品種格差係数」の計算を示しております。詳細は省略をさせていただきます。

以上、若干長くなりましたが、指定食肉と肉用子牛に関する算定要領と、参考資料の説明を終わらせていただきます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

予定の11時25分を既に相当オーバーしておりますので、質疑応答につきましては午後に持ち越させていただきますが、午前中で神田委員と近藤委員が退席されますので、せっかくの機会でございますので、コメントなどございましたら一言御発言いただければと思うんですけども。

神田委員、近藤委員、いかがでしょうか。

○神田委員 算定方法すごく細かくて、輸入牛との品質格差といった、いろいろな計算をするんだなと。この方法がいいのかどうか私はよく分かりませんが、すごく細かいなというのと、どんな状況を加味するのか、あるいはどう推定するのかによって結果が結構違ってくるのかなという感想を持ちましたのと、これだけの数字、計算がきちんとできるのかなという、ごめんなさい、そんな感想を持ちながら聞かせていただきました。

ただ、「こういった決まりをつくって算定してきた結果、この数字ですよ」と言われれば「それはそうでしょう」と言わなければいけませんので、それはいいと思います。ただ、この算定方法について、これでいいのかどうかという辺りは定期的に考えていらっしゃるんでしょうけれども、「いいんでしょうか」ということがありますので、今回は別として、またそんな話も聞けたらいいと思います。

それから、前回、私はスーパーの価格の話をしていました。昨日もちょうど行く機会がありましたが、やはり3割、4割引というのが通常になっております。ですから、それは特別な価格というよりも、通常価格と私たちは受け止めているわけですが、そういった価格決定のメカニズムが、私たちはそういうところしか見えないわけですので、「乱れているかしら」と思ったりもいたします。

この後の話があるのかわかりませんが、需給の操作等で卸売価格を決めるという関係があるわけですが、そういったことが本当に妥当なのかとか、守られているのかとかいったところまで、スーパーの価格などから想像してしまう部分が少しございますので、そういった価格決定のメカニズムをもう少し分かるようにしていただけるといいなと思いました。

それから、私たちはもちろん安定的に供給していただきたいですし、より低価格でということに合わせていつも要望を持っているわけですが、生産者サイドへのこうした色々な配慮が、ひいては消費者のそういった要望にもつながってくるんだということが見えるようにといったことが重要ではないかと思っておりますので、その消費者の要望とこういった対策のつながりが見えるように、あるいは、消費者の要望が基本に加味された計算方法といったところに生かされていくようなことがあればいいのかなと思います。

余りにも難し過ぎてこういったことしか感想はないのですけれども、以上です。

○鈴木部会長 貴重な御意見、ありがとうございます。御意見として承っておきたいと思っております。

○近藤委員 勝手な時間で申しわけございません。本日の補給金等の疑問については、問題意識は神田さんと同じに思っておりますが、全体として、本年度の今回のものにつきましては賛成というふうに申し上げておきたいと思っております。

あと、これも意見になりますが、いろんな分け方の牛がいるわけですが、高級な和牛のおいしいと言われている部分と、F1とか、乳用牛の方の、いわゆる私たちが昔から「国産」と呼んでいた牛肉について、もう少し上手にアピールをして、二極分化になってくること自体も構わないと思っておりますので、国産牛の良さをもう少し消費者にアピールしていくことによって、畜産農家の仕組みと申しますか、畜産業のあり方が分かりやすくなっていくかと思っております。もっと積極的に、安くておいしい——「安全な」ということを「国産だから」とあえて言いたくありませんが、その辺について、目に見える、農家で作っている国産牛について——いわゆるブランド牛ではなくて——もう少し上手にアピールをしていただければと思います。

それと乳の方ですが、今日はお話を余りお聞きできなかったんですが、おしゃれな喫茶店では今、低脂肪乳を指定してカフェオレをつくってもらおうとかいう飲み方も、御存じの方が大勢いらっしゃるかと思っておりますけども、違う形で非常に注目されている。高齢化とか健康志向の中で、乳脂肪牛乳は大きくぶれてくる可能性もありますので、その辺についても上手にアピールしていくことで、これも二極分化の乳のあり方、乳のいただき方という



ことで、国民にもう少しアピールしていければまた新たな道があるのかなということを思いました。

よろしく願いいたします。

○鈴木部会長 貴重な視点を提供いただきまして、ありがとうございました。こちらも意見として反映させていただきます。

それでは、時間が押しておりますので恐縮ですが、この後、団体から皆様に要請があるということがございますので、休憩中に1階の第3、第4会議室で受けることにしておりますので、直ぐにそちらに御足労願いたいと思います。時間は30分程度の予定でございますので、よろしく願い申し上げます。

○徳田畜産企画課長 1階奥の会議室A、Bに昼食を御用意しておりますので、団体要請の後、昼食をおとりいただきたいと思います。なお、再開は1時を予定しておりましたが、進行が遅れておりますので、1時15分から再開ということをお願いしたいと思います。

午前11時52分休憩

午後1時11分再開

○鈴木部会長 それでは、申しあげました時間よりは少し早いんですが、午後、出席可能な方々はもう揃っていただいているようでございますので、再開させていただきたいと思っております。

## 審 議

○鈴木部会長 午前中に説明をいただきましたのを受けまして、これから3時を目途に質疑応答及び意見聴取ということで進めさせていただきたいと思っております。それが終了しましたら、各委員から、諮問に対する賛否を聴取させていただくことにしたいと思っております。

質問につきましては、可能な限りで結構でございますが、余りたくさん項目について、一度にいただきますと、事務局としてもなかなか回答がしづらい面もございますので、できましたら2、3ぐらいの項目に限っていただければと考えておりますので、よろしくお

願いたします。

それでは、質問を。どうぞ、飛田委員お願いします。

○飛田委員 最初の項目については、質問というよりも、ぜひ会長によろしくお諮りをと  
いうことですが、私は北海道の加工乳地帯でございます。先ほど牛乳乳製品課長から御説  
明をいただきました加工原料乳の補給金あるいは限度数量の御説明の内容は大変意義が大  
きいということでございますので、会長、是非こういう方向でお取り計らいをいただけれ  
ばと思いますので、私からもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、チーズ、生クリーム、発酵乳ですが、最近、おかげさまでこの製品が非常に需要  
が伸びているということでございます。この関係が既に昨年制度化されておりますが、こ  
の方向については是非充実をしていただきたい。

もう一つ、肉用牛の経営安定対策ですが、御案内のとおり、肉用牛については飼料の給  
与率が非常に高いということでございます。特に安定基金制度が非常に枯渇してきている  
という状況でございますので、通常補てんについては生産者1トン 500円の負担をしてお  
りますが、この制度がこれ以上枯渇がしてくるとこの部分も心配になってきますので、こ  
の制度の抜本的な対策を是非お願い申し上げたいと考えます。

この2点で、よろしくお願いたします。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。萬野委員。

○萬野委員 午前中の子牛の保証基準価格、本当に久方ぶりに上げていただいて、ありが  
たく思っております。ですけれども、我々肉牛生産者が置かれている環境は、今日の昼の  
陳情にもありましたように、予想をはるかに超えているスピードと額で飼料コストが上が  
っております。

また、牛肉に関しては現在、日本での消費量はBSE以前から比べると、BSE発生以  
降、戻ったといっても、まだ75%程度の需要、消費になっております。また、主要食肉卸  
売市場の牛枝肉の取引価格も、去年来、弱含んでおります。高コスト、また、販売価格が  
落ちているという状況になっております。

この状況で、肉牛生産者も自助努力をやっているんですが、自助努力だけでは、大幅な  
赤字をカバーできるというところまでなかなか至っておりません。その結果、これが長期  
化しますと、国産牛肉の再生産、また国産牛肉の自給率の低下に大きな影響を与えるので  
はないかと思っております。

そういった環境の中で、6つほどお願いしたいと思っております。

1つ目は、国内の飼料基盤を拡充するという意味で、飼料米の増産により一層力を注いでいただきたいと思っております。

2つ目は、輸入米を、現在も放出いただいているんですが、飼料用に放出量を増加していただきたい。また、放出の流通のルートも、もっと多様化していただくようお願いしたいと思っております。

3つ目は、毎回お願いしているんですが、エコフィードの活用の拡大、また推進を、いま一層努力をお願いしたいと思っております。

4つ目は、飼料米また輸入米で、ここ数年施策にも出ていますが、ホールクロップサイレージ等の自給粗飼料等をもっと活用するという意味で、その原料を有効利用するための設備・機械等もまだまだ不備な状況でございますので、そういった設備・機械の購入の資金、何とか補助をお願いしたいと思っております。

また同じように、機械等の対策ですが、これから厳しい状況の中で、より一層生産性の向上を図りながら、また労働力の軽減も図っていかねばいけないと思いますので、さらにも、新しい設備なり機械等を有効に使って生産性を向上するということの対策をお願いしたいと思っております。

5つ目は、資金的な対応で、こういうふうにコストがどんどん上がっていくという状況においては、資金的にショートする経営が多々出ております。現在もえさ対策として資金を対応していただいておりますが、不十分という声も多く出ておりますので、資金対策も増額等をお願いしたいと思っております。

6つ目は、肉牛の経営安定対策事業のマルキン事業も、現状のものでは不十分と考えられる声がなかなか多いので、ここも拡充をお願いしたいと考えております。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

浅野委員から、先にどうぞ。

○浅野委員 日本乳業協会の副会長をやっている浅野でございます。

前回は述べました意見とダブりますが、幾つか意見・要望、考え等を述べさせていただきます。1つ目でありまして、えさの価格の高騰など畜産をめぐる状況変化への対応につきましても、今年はいえさの価格だけでなく、原油由来の光熱水費、物を運ぶ物流費、あるいは包装材料費などが合わせて高騰いたしまして、酪農家と同様、私ども乳業メーカー

もコスト上昇に苦しんでおります。

そのような中でありますが、まずは生産者の苦境を斟酌いたしまして、小売サイド、量販店等の値上げ交渉が決まる前に、先立って来年度の乳価の引き上げに業界として応じることにしております。また、そのように進んでおります。

しかし、支払う乳価の原資を我々確保しなければいけませんので、是非とも小売サイドや消費者に、牛乳・乳製品の価格引き上げに一層の理解を賜るように、今後とも行政や生産者団体の皆様の強力なバックアップを、この場を借りて、まず一つお願いをいたします。

2つ目が、都府県の酪農対策でございます。都府県の酪農は、それぞれの県・地域農業の重要な柱でありまして、飲用牛乳の供給には、欠かせない存在となっております。北海道の酪農家に比べますと、土地の基盤に恵まれず、配合飼料への依存度が大変高いため、今回の配合飼料価格高騰によりまして大きな打撃を受けております。都府県酪農の維持・存続を図るために、生産性の向上や、自給飼料生産の拡大を、国として推進していただけますようお願いをいたします。それに限らず、対策があれば、是非ともお願いをしておきます。

3つ目は、乳製品の需給であります。昨年は生乳生産の伸び悩みや、海外の乳製品の価格の高騰などによりまして、いまだかつてない速度で、乳製品需給が過剰から不足に変わっております。この傾向は今後しばらく続くものと見られまして、来年度は、今年以上の乳製品の需給の逼迫を、4月以降も心配をしております。必要な時期に原材料である乳製品を提供しないと、マーケットを失うことになりまして、市場も縮小する恐れがございます。政府におかれましては、需要に応じました生乳生産を強力に推進・指導していただくとともに、乳製品需給改善への御配慮をお願いしたいということでございます。

4つ目は、3つ目にも関連しますが、国際的な需給逼迫の場合の特定乳製品向けの生乳の確保についてであります。現在のように、オセアニア地区の干ばつなどによりまして国際的に需給が逼迫しているという局面では、例えば、需給見通しを踏まえまして設定いたしました今回の限度数量の外側で、国産の特定乳製品の追加的な需要が生ずる可能性もないとはいえません。このような場合に、乳業として確実に供給を行っていくために、国産の特定乳製品向けに、一定の生乳供給が確保されることが重要であると考えております。このような需要に応じられるような、特別な対応をお願いいたします。例えば、先ほどの繰り返しですが、「限度数量の外側で」とかいう方法があればということで、お願いをしたいと思います。

5つ目が、チーズ、液状乳製品等向けの生乳の供給拡大の対策でございます。チーズ、液状乳製品等、需要が現在拡大している方面への生乳の供給拡大に対する支援策については、昨年度、3カ年計画の対策として措置していただいたところでありまして、平成20年度には大手乳業各社、私どもを含めまして、新增設したチーズ工場がすべて本格稼働をすることを踏まえまして、これらの需要に応じた供給が行われるよう、一層の御配慮をお願いしたいというところであります。

最後になりますが、牛乳消費がここ数年減少し続け、現在もなお、歯止めがかかっておりません。予測されます平成20年度推定の、先ほどの需給予測でも、牛乳等の需要は、前年比3%から4.3%減ると見込まれております。価格改定の進行でこれがそのとおりになるかどうか心配でございますが、消費の拡大に向けて、新商品の開発とか、販促策等、乳業メーカーとしてもいろいろ手を打っておりますが、是非ともお願いしたいのは、牛乳・乳製品は、表示の問題などで特別の厳しい規制がございます。この点につきまして、これまでも政府の関係部局と鋭意研究・検討していくようお願いをしておりますが、これからもこの点について、ぜひともお願いをしたいというところでございます。

以上6点、意見・要望を述べさせていただきます。よろしく願いをいたします。以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

そうしたら、大藪委員に御発言いただいて、一区切りさせていただきます。

○大藪委員 先ほど浅野委員から、私の要望したいのを3つほど言っていただきました。飲用乳の都府県向けの保護策です。加工原料乳もあったんですが、飲用乳に頼っている都府県の酪農家は、飼料価格の高騰によりまして物すごく打撃を受けておりますので、その保護策を何らか打っていただきたいということ。

2つ目が、自給粗飼料に向けて、「一生懸命つくっております、27年度までに粗飼料自給率を100%にする」というお話だったんですが、それに向けて一生懸命頑張っている酪農家がいるんですが、酪農経営基盤の強化を進めなければ、それになかなか伴わないところに来ておりますので、そこの自給粗飼料向上に向けた対策をひとつ、しっかり打って欲しいと思います。

3つ目が、乳牛の素牛の確保ですが、今まで乳価の低迷等で、F1にしたり、IVFを使ったりして、素牛、ホルの雌の確保がすごく少なくなっております。そして、ホルの雌をとるためにホルの精液をつけますと、雄が生まれるんです。その雄が今、1カ月で販売

するんですが、ミルク代にもならないぐらいの価格になっておりますので、その乳価に対しての対策、乳価に対しての対策もしっかりやってもらわないと、これから素牛の確保が難しくなってくるんじゃないかと思っておりますので、それをお願いしたいと思っております。

それからもう一つ、えさの価格がこれだけ上がってきますと、高どまりが一番怖いんです。高どまりをしたときの補給金が出なくなったときにどうするかというのでありますので、価格安定制度の見直しをもう一回考えてほしいと思っております。

最後ですが、私たち酪農家は、去年の10月から、消費者向け、生活者向けに御理解のためのいろんな理解活動をやっております。今、全国500カ所ほどのところで、約200万枚の理解醸成活動のチラシを消費者の方に手渡してまいりました。いろんなところで友好的に取り扱っていただいておりますので、すごく嬉しいんですが、消費者の方たちから好意的な御意見これほどいただきながらも、なおかつ苦しいというのが現状です。

そこで、私ももう10年ほど前から酪農教育ファームを開いております。なぜ開いたかという、未来の農業理解者、未来の酪農理解者を育てたいと思って、小学生、幼稚園の子供たちに牛乳の大切さ、並びに日本の農業の大切さをしっかり話してまいりました。もしその子供たちが、後10年、15年経った時にこういう現状であったならば、あの時ああいうお話ししたよねというので、協力してくれるとは思いますが、この現状が余りにも早く来過ぎちゃいまして、もう間に合いません。でも、なおかつ酪農教育ファームを開くことによって、消費者の方たち、いろんな方たちへの働きかけがいかに大切かというのを、身をもって今、感じているところなんです。今後これの消費活動に対しての御支援をしっかりとお願いしたいと思っております。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

ここで一区切りさせていただいて、牛乳課長、お願いします。

○平岩牛乳製品課長 私どもの関係で、幾つか御意見いただきました。

一つは、最初に飛田委員から、チーズ、生クリームを中心とした需要に対する供給に対して、助成を拡大するよというお話でございました。先ほど私が御説明した資料5の14ページと15ページで、お時間として恐縮ですが、お聞きいただければと思います。14ページで、20年度の生産の推定のところで、中段でございしますが、(3)「乳製品」の(b)「その他」ということで示しております。この部分にチーズとか生クリームが入っておりますが、20年度生産の見込みで177万7000トン、前年からの伸びが20.6%という、大

変大幅な生産の伸びを私ども見込んでおります。これについては、とりもなおさず、北海道中心に、需要の拡大に対応した生産に取り組まれると聞いておりますので、私どもとしても、そうしたお取り組みに対して、できるだけ支援をさせていただきたいと思っております。

浅野委員から、えさの価格の高騰あるいはその他の様々なコストの上昇についての、消費者の方や、流通に対する理解の醸成を進めるようにという御意見がございました。この点については、私どもの考え方と、大変共通するものがございます。今年度も様々取り組んでおったところでございますが、来年度においてもその取り組みを、検証しながら、より効率的な形で進めていければと思っております。

浅野委員から、飲用乳の供給地帯としての都府県の酪農対策をとるべきではないかという話をいただいたところでございます。これも浅野委員おっしゃったとおりでございまして、都府県の酪農は飲用乳の原料乳の供給元として大変重要な役割を果たしているわけでありまして、私どもとしても、是非、経営基盤を強化していく必要があると思っております。

そこで、先ほどの御意見の中でもございましたが、自給飼料の生産の拡大とか、生産性の向上に計画的に取り組んでいただいて、将来に向かって、継続的に飲用の原料乳を供給していただけるようなお取り組みをしていただけるように、何か支援ができないかということを検討できればと思っております。

同じく浅野委員のお話から、需要に応じた計画的な生産、計画的な生乳の供給を進めて欲しいということでもございました。おっしゃるとおりでございまして、需要に応じた生産を進めるべく、生産者団体とも連携をとりながら、政府としてもそういうふうに進めていきたいと思っております。また国際的な需給の逼迫との関係で、国産の特定乳製品でございます脱粉・バターについて、来年度に向けて追加的な需要もまた生じてくる可能性があるという御指摘でございました。これも、私どもも全く同じような需給の見方をしておりまして、先ほどの14ページ、15ページの表の中で、限度数量の計算と直接かかわらないので申し上げなかったのですが、14ページの表頭のところで、20年度推定の一過性の需要量を位置づけております。この部分がまさに、国際的な需給の状況いかにによっては、国産の脱脂粉乳、バターに対して需要がさらに生ずる可能性があるのではないかという意味での数字でございます。こういったことも可能性としてはあり得るということで、そういうところを見通して、どういう調整が必要かを少し検討させていただきたいと思っております。

す。

それから、浅野委員の、チーズ、液状乳製品への助成に関する御意見は、先ほどの飛田委員からの御質問と同趣旨だと考えております。

もう一つ、表示の問題。これも、私どもも従来からお答えしておりますように、是非新しい商品の開発が進み、消費の拡大に資する形で、表示のあり方をどういうふうにしていったらいいかということをよく研究していきたいと思っております。

大藪委員からの御意見です。これは、今まで申し上げた飛田委員、浅野委員の御意見とも共通するわけですが、都府県対策、理解醸成を、先ほどお答えした形できちっと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 釘田さん、お願いします。

○釘田畜産振興課長 畜産振興課長でございます。

まず、配合飼料価格安定制度について、複数の委員から御意見いただいております。御存じのとおり、一昨年秋以来、配合飼料価格の高騰に対応いたしまして、その影響緩和という観点で、この制度の補てん金の支払いが続いている状況でございます。

御心配いただいておりますように、今後が続くと基金が足りなくなるのではないかとという御心配があるんですが、これに対しまして、私どもといたしましては、20年度予算の中で、一つは異常基金の積み増しを図るということ。

もう一つは、通常基金につきましては、不測の事態に備えまして資金の借入れができるようにいたしまして、その利子補給をすることによって支払いを円滑に行えるようにするという対策を講じているところでございます。まずは、ほかの物品ではなかなか例を見ない貴重な制度でございますので、現在の配合飼料価格安定制度をきちんと運用していけるように、しっかり対策を講じていきたいと思っております。

その上で、また将来に向けて、さらに上がってきたときに制度が持つのかという御議論も当然あり得るわけでございますので、そういったことにつきましては、今後の価格の動向をよく見きわめた上で、将来のあり方を検討していきたいと考えております。

同じくえさの問題では、えさ資金、融資の話もございました。これについても昨年措置しておりますが、御要望をお聞きしながら、その拡充についても検討していきたいと思っております。

自給飼料関係で、幾つか御意見いただいております。こういった濃厚飼料、配合飼料が



高くなっている中で、特に酪農家、肉牛農家におかれましては、粗飼料の自給率を高めるということで取り組んでいただいていると思いますが、私どもも、粗飼料の自給率100%という目標を掲げておりますので、それに向けた生産者の対応を支援できるように、これまでも様々な対策を講じてきておりますが、さらにこれを充実・強化する方向で、今、検討しているところでございます。

その中で、特に飼料米のお話も出ましたが、これは基本的には、米の生産調整の強化という中で、飼料米の生産という対応も今後増えてくるのではないかという状況にございます。昨年暮れにお決めいただきました補正予算で、10万haほどの生産調整の強化が必要であるということが言われておりますので、その中でこの飼料米の生産が今後どの程度行われてくるかというのは、現時点ではまだはっきりわからないわけですが、畜産サイドといたしましては、このような状況のもとで、貴重な国産の濃厚飼料になり得るということでございますので、飼料米の生産がなされる場合には積極的に活用していこうということで、水田農家の方々とも、地域で協力し、連携して、利用体制をとっていただくように、今、色々働きかけをしているところでございます。予算的にも、そういった取り組みを支援できるような工夫をしていきたいと考えております。

以上です。

○鈴木部会長 そうしたら、今の回答も受けまして、さらに御意見を申し上げます。

堀江委員から、先にお願います。

○堀江委員 養豚の方から、お願いとか、いろいろ要望したいと思います。

まずは私、先だつての審議会で基準価格を100円上げてくれというお話をしたということで、かなり物議を醸し出している面もございますが、この算出に当たっては、枝肉価格等につきましては、実態の価格。これは、東京、大阪市場の上物価格の平均価格でありまして、実際我々が取引する価格はこれより2、3割安いわけでございます。それにまた、枝肉、御承知のとおり格落ちというものもあるわけでございますので、そういうのはこれから生産費の計算の中に、実態の価格等も踏まえながらこういう計算方式をしていただかなければ、何か数字だけが動いているという感じになってしまうと思います。

今回示された価格については、価格自体を見ますと私たちは大変不満に思っているわけですが、今までずっと、毎年毎年10円、5円と下げてきた中で、今回上がったということ。特に上位価格が35円上がったが、それが逆だったら良かったなど、私は思っております。

そういうことで、養豚の中では、今、諸問題抱えておりますが、緊急に対策を立てていかなければ「秋まで持たないよ」という感じもあるわけでございます。そういう緊急対策についても、地域肉豚事業とか、地域養豚振興事業の中で何かできないのか。

また、セーフティネットであります地域養豚事業の中で、今回は期中、昨年度から始まった事業で、ちょうど真ん中の年度なんです。そういうところで、生産者が加入していけないという問題もございます。何で生産者が今、5割ぐらいしか入っていないのかという問題は、400円という発動価格でございますので、今400円だったらもうやっていけないよ、400円切ったらみんなバンザイしちゃうよという話で入れないわけでございます。基準価格がもうちょっと上がったところで発動できるような対策をとっていただかなければ、セーフティネットなどというものが使えなくなってしまうという問題もございます。

あと、市場対策でございます。今、エコフィードの問題が出ました。酪農、牛につきましては、飼料米という形で、非常にいろいろな対策も進んだわけでございますが、養豚につきましては、「養豚は実しか食べないだろうよ、殻は使わねえだろうよ」というお話でありまして、大変対策が遅れている感じもありまして、その点がなかなか進まないわけでございます。

養豚は、この前も申しましたように、元来、農産物の残渣でも生きられるわけです。そういうことで今、エコフィードもそうですが、農産物やイモ類とか根菜類をうまくえさ化をするという技術も出来てまいりましたので、そういう方の支援も、えさ米と同じような形で支援していただければ、荒れた土地がなくなるんじゃないかと思っております。私もそういう取り組みもしていかなければならないということで、サツマイモについてはもう市場化に成功しておりますので、そういうえさ対策も、これから考えていただきたいと思っております。

あと、環境対策でございますが、ことしの審議会はみんなえさにとらわれていまして、環境の方はすっかり忘れられているような感じでございますが、畜産につきましては、平成22年までは、とりあえず「窒素の排出基準量が900ppmで」ということで規制を受けているわけでございます。その先の規制がまだはっきり分からないわけございまして、今、国の排せつ物対策につきましても、機械、施設を改良しなければ、この放流基準をクリアできない。当初造った時は「できるよ」と言いましたが、それはなかなか難しい問題がありまして、できない設備もございます。それについての対策は何かないものかということで、養豚、畜産の密集地帯では大変問題になっておりますので、この点については、これ

から何か対策を打っていかねばならないと思います。

また、昨年からお話がありましたように、耕畜連携の中で、排せつ物の有効利用ということで私ども進めているわけですが、なかなか耕種農家の方々の理解を得られなかったり、あるいはその中で使われます機械の問題とかという施設面につきまして、色々対策もあると思いますが、より一層使いやすい資金といいますか、リース事業があったらいいなと思っております。

総合的になりますが、このえさ高が畜産農家の経営を圧迫しているわけですが、えさ米にしても、飼料作物にしても、秋にならなければ実らない。今から種をまくわけですから、その間、何とか畜産農家、養豚農家が生き延びられるような緊急対策ということで、何か支援をしていただかなければ大変厳しい状況が続くと思いますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

先ほど武見委員が先に手を挙げて。

○武見委員 今のお話から、また話が戻ってしまうような感じがしますが、私は栄養学が専門で、当然どう食べていくことが健康に望ましく、しかもそれは社会としての活力がある、豊かな社会を創るかということが自分の専門になるわけです。そういう意味で、先ほど出た、乳製品とか肉類の消費拡大のことに関連して、2点お話ししたいと思います。

牛乳・乳製品とか肉類は、たん白質摂取という面から見ると、非常に望ましい食品であるし、戦後の栄養不良を改善してきた大事な食品であることは間違いのないわけです。でも、一方で、動物性脂肪の供給元であるということを考えると、私の立場から、消費拡大、消費拡大と叫んでいるだけでいいだろうかという気持ちですが、こういう栄養とか健康の問題をやっている多くの人には出てきている部分も多分あると思います。

とはいえ、現実には、今の日本人の20歳以上の乳製品の摂取量などは約100グラムという、栄養学の立場から言っても半分ほどしか取れていないという現状がある中で、そこを何とかしていかなければいけないということについては、基本的に、非常に賛成です。

そう考えたときに、もう一つ、社会で、ちょうどこの4月からになりますが、メタボリック・シンドローム、内臓脂肪症候群対策という形の保健指導が40歳以上の方に対して進んでいく。あれは何しろ、いかにエネルギーダウンをするかということに焦点が当たっております。

内閣府の食育推進室がやった調査によれば、メタボリック・シンドロームを認知してい

の方は国民の約 78%ぐらい、80%ぐらい行っているという状況で、国民の関心度も非常に高い。先ほどのチーズとか、生クリームとかの消費拡大、実際進んでいるんだし、拡大しているんだと思うんですが、果たしてそちらだけの、現実に関心しているところだけの消費拡大を見ていくのか、エネルギーとの関係を考えれば、もう退席されましたが、近藤委員が先ほど言っていたような、脂肪だけをうまく抑えることによって乳としての消費拡大を図るとかいうやり方も、少し長い目で見て、どう進めていくのかということも具体的に教えていただければいいなという気がいたしました。

もう一つ、少し話が変わるんですが、先週、アンダー・ニュートリションにテーマが当たった国際会議がありました。日本では今、低栄養は余り注目されていないと思うんですが、実際には、若い女性のやせの問題、それから妊産婦さんのやせ及び低栄養の問題で、現在、日本では 2500g 未満で生まれる低出生体重児が約 1 割おります。これは先進国にはない数字で、ほとんど開発途上国——非常にシビアな開発途上国ではありませんが——とほぼ同じぐらいの割合だということです。「日本人の若い女性、妊産婦は何で根本的にそんなに食べていないんだ、そのまま本当にいいのか」というのが、かなり欧米のいろんな立場の方からも注目されたというか、「ショックだ」と言われました。日本でこんなアンダー・ニュートリションがあると知らなかったということがあった。

言いたいことは、そう考えると、日本の社会には次世代の健康な赤ちゃんを産んで育てていくために、こういう栄養的によい食品をもっともっと取らなければいけない層がいる。そういうところに対するアピールの仕方の話なんです。

だから、そういうことともつなげて色々考える対応やいろんなキャンペーンを張っていくこともあり得るのかなと思いましたので、一つ意見を言わせていただきました。

以上です。

○鈴木部会長 貴重な視点、ありがとうございました。

そうしたら、福田委員と、もう一方、こちらで手を挙げられた向井委員、お二人、先にお願いします。

福田委員から、どうぞ。

○福田委員 先ほど来、既に話が出ておりますが、昨年度のこの審議会、それから今年度も、配合飼料価格の高騰が一つの大きな議論の柱になっている気がいたします。

もちろん、それに対する対策は、短期的には価格安定制度の充実が望まれるわけですが、割と中長期的に見れば、こういう問題に対して、経営対応として、まさに国内資源を利用

した飼料作りに切りかえる、逆の意味で言うと、そういう絶好の機会だという見方ができるんだろうと思うんです。そういう視点から、3点ほど意見を述べさせていただきます。

一つは、これも今までのお話でも出てまいりましたが、飼料生産の受託組織、コントラクターが相当普及・拡大してまいりました。こういうコントラクターと同時に、最近では、飼料を生産して販売するという法人経営体も出てまいりました。これは、農地余り現象をきちんと利用して、集積して、そういう飼料ビジネスチャンスをつかんだということでしょうが、国内資源を使った飼料生産の新たな担い手が出てきたということ、もう少し位置づけを明確にしていけないか。畜産経営の担い手は、ちゃんと、もちろん認定農業者なりということでもあるんですが、飼料生産、飼料供給にかかわる担い手が明確に出てきた。従来から、えさ作りは当然畜産経営がやるものだったわけですが、そこら辺の分離も出てきて、効率的な飼料生産構造、これはトータルで見ますと畜産経営の生産性の向上にもつながるわけですが、そのところをもう少し鮮明に出していいのではないかと気がしました。

そこにもかかわって、そういう国産の飼料、今から話も出ますが、飼料用米だとかWCS、稲わらも含めて、結局、供給側と使う側とのやりとりといたしまししょうか、流通が今から国産飼料でも発生してくる。そこで作られるエリアと、利用するエリアが違ってくる。そういう意味では、物流的な施設、それから商流、その辺も含めて、国産飼料の流通が、今から先、非常にウエートを増してくるんじゃないかという気がしていますので、そこへの施策、措置が今から望まれるんじゃないかという気がしております。

3つ目は、今回の生産調整の対策として出ております飼料用米です。これは現時点で、先ほど来話もありましたが、どれだけ生産されるかよく分からないという話もありました。もちろん畜産サイドから、どういう利用でどういう使い方をしたいんだというニーズ、需要をきちんと耕種サイドに伝えるという、畜産サイドが耕種サイドの場に出ていくというのが今までなかなかなかったわけですが、そういう機会をきちんととらまえて、情報をきちんと発信していくことが大事なんじゃないかという気がしています。

以上3点です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

向井委員と富士委員の順でお願いします。

○向井委員 2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点目は、きょうの午前中に算定について詳しく御説明いただいたんですが、その

中で、加工原乳の生産者補給金の説明の中で1点質問したいのは、「増頭によって乳量が増える。そのことに対するインセンティブは加味されていますよ」という御説明があったんですが、一方で、逆に乳量が減ると、むしろ高くなるという算式になっております。そうしますと、今日の昼間の団体の方の陳情の中に、生産性といいますか、合理化は1頭当たりの乳量を増やす、そして頭数を減らすという形で図っていつているんだという陳情の中身があったんです。そうしますと、育種改良で乳量を増やしていこうという努力がある。そのことに対するインセンティブは、むしろネガティブになるんじゃないかなということ。

もう一点は、現在、日本国中すべての人が、カロリーベースの自給率に対して非常に関心を持っているわけですが、生産性といった場合に、どういう観点からの切り口かが非常に大事だと思うんですが、いわゆるインプットとアウトプットの効率がどれだけ重視されているのかというのが、いま少し見えないところがあるんです。例えば、きょう、飼料のお話がたくさん出ておりますが、マックスの飼料のインプットで、マックスの生産物、プロダクトという考え方もあるし、一方、インプットをどれだけ抑えてアウトプットの減少量をどれだけ減らすかという考え方もあると思うんですが、そこら辺の観点がもう少し明確にならないのかなという気がしております。

例えば、国のほうでも増頭という表現がよく使われるわけですが、実質的には、頭数の増頭もあります。現在の和牛であれば、頭数の繁殖数をいかに高めていくか。10%高めれば、現実には年間6万頭の和牛が増えるわけです。そういう余地はあるのかというと、現在の繁殖性の程度を見れば、十分あると思うんです。

あるいは飼料利用性にしても、動物ですから、利用性は当然個体差もありますし、遺伝的なものもあるわけで、そこら辺のある枠内での生産という形の切り口の、プロパガンダといいますか、こういう形のは生産構造というのは必要じゃないのかという切り口も少しあっていいんじゃないかなということイメージです。効率という面を前面に出した、消費者、あるいは生産者に対するアピールをしていただいて、国産の農産物のメリットをもう少し知っていただきたいというような宣伝といいますか、啓蒙をお願いしたいというお願いですけれども。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

富士委員、お願いします。

○富士委員 一つは感想と、3つほど意見を言わせていただければと思います。

1点目は感想になるのかもしれませんが、食肉の価格算定についてであります。算定通りやればこういうことなんだと思いますが、生産者の実感からすると、直接コストの5割、6割、養豚で言えば7割近くを占めるえさ代がこの1年間で3割以上上がっている。そういう中で、豚でいえば5年、牛でいえば7年とるわけですが、10円、15円、基準価格からすれば、牛でいえば1%も上がらないとか、1%ぐらいしか上がらない、豚でいえば3~4%、基準価格対比で15円しか上がらないという、率直に言って感想なんですけど、こういう枝肉コストの暴騰・暴落の激変があっても、この算定方式は10円とか15円とか、基準価格対比でいえば動かない算定方式なのかというのはどういうことなのかと改めての疑問です。

あとは意見ですが、1点目は配合飼料価格安定制度の見直しについてでございます。御承知のとおり、配合飼料の安定基金につきましては、生産者がトン500円、飼料メーカーがトン1000円ということで積み立てて補てん原資に充てているわけですが、配合飼料年間2400万トン掛ける1500円ということになりますと、年間360億円の積み立て原資があるということです。それしかないということでもあります。

今までの積立金部分も含めて、年間360億円の原資で補てんを続けてきているわけですが、もう去年の10月期から借金、借入をしながらまた積み立ててもらっても、すべて補てんに充てて、借金を繰り返して今、補てんを続けているという状況にあります。

この4月以降も、恐らくトウモロコシ価格5ドルということであれば、かなりの引き上げになるのではないかと見込まれます。そうすれば、またさらに借金をしながら補てんをし続けていくということになる可能性が大でありますので、この膨大な借金と申しますか、償還対策みたいなものについて、今後どういう考え方で対策を考えていくのか。

それから、配合飼料価格が高どまっていった場合に、借金を抱えて、今度は補てんがなくなるということではありますが、その高どまりした場合の配合飼料価格安定制度の仕組みなり、あり方について、どう考えていくのか。

その際、養豚でいえば地域肉豚とか、肥育用肉用牛ではマルキンとかの畜種別の経営安定対策との関係です。入口と出口のような関係にあると思うんですが、畜種別の経営安定対策、結果出口で救うと申しますか、飼料のほうは入口という関係なのかとも思いますが、その配合飼料価格安定制度の抜本的な見直しと畜種別の経営安定対策の関係について、今後どういうふうにお考えなのかという点が2点目であります。

3点目が、国産の自給飼料を国家戦略としてこれから積極的に推進していくということですが、飼料用米について、いろいろ対策なり手だては打ち始めていただいているわけですが、まず位置づけなり根本的な目標とか、何年かけてどのぐらいやっていくのか、それから国産の飼料用米を配合飼料全体の中でどのぐらい国産で賄っていくのかという戦略的な目標も含めて、今後どういうふうに進めていこうとしているのかということがあります。しっかり位置づけてやっていただきたいということでもあります。

最後は、価格転嫁をきちんとしていくことが基本だと思います。そういうことに慣れていない日本の流通経済システムでありますので、時間はかかると思いますが、そうした適正な転嫁がきちんと図られる環境整備をしていくことが極めて大事だと思います。

その中で一つ、乳価交渉ですが、今回も生産者の要求に対して3円ということでしたが、乳業メーカーと指定団体との間で、個別にブロック指定団体ごとにやると、結果はほぼ全国一律の乳価水準ということでもあります。その辺の公正・公平な乳価交渉のあり方を含めて、昔は1対1、47都道府県に指定団体があったわけで全乳対で、一本化して交渉していたわけです。

そういう意味で、独禁法との絡みも指摘されるわけですが、独禁法の問題を含めて、乳業メーカーと指定団体との交渉の公平性ある環境整備について、検討が必要ではないかと思えます。

以上でございます。

○鈴木部会長　ここで一区切りしまして、食肉鶏卵課長、お願いします。

○牧元食肉鶏卵課長　食肉の価格につきまして、堀江委員、また富士委員から御意見を頂戴したところでございます。

まず、堀江委員から、豚肉の安定価格について、もっと実態を反映した価格算定にすべきではないかという御趣旨の御意見だったかと思えます。この点につきましては、実態に基づいて価格算定をするというのは、まさに御指摘のとおりでございます、私ども、できるだけその方向でやりたいと考えているところであります。

御指摘ございましたように、豚肉については、確かに規格の上を基準としているわけですが、これにつきましても、豚の枝肉の格付頭数に占めます上以上の割合が大体50%程度あるという現状、それから、上の価格の動向と豚肉全体の価格の動向がほぼ同じような価格の動向を示していることを踏まえまして、そのような基準にしているところであります。



また、実態をできるだけ踏まえるという観点から、今般におきましては、配合飼料費の上昇、あるいは光熱水料費の上昇とかいうところを見込んで、価格算定に努めたところがございます。御指摘のように、できるだけ実態の把握に努めますとともに、それを踏まえた価格算定を目指して、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

また、富士委員から、価格がこんなに上がっているのに、余り変わっていないのではないかという御指摘でございます。今回、価格の算定に当たりまして、配合飼料費の価格の上昇につきましては、データをもとに、大幅な価格の上昇を見込んでいるわけでございます。ただ一方で、コストの中身を見てもみますと、例えば労働費の低下でありますとか、あるいは乳用種の保証基準価格でありますれば、ヌレ子価格の低下とか下げ要素もあるわけでございますので、全体を計算してみますとこういう結果になったということでございます。

ただ、割合が低いのではないかという御指摘についていえば、例えば豚肉について、上が35円、下が15円ということでございますが、大体中心価格帯で見ますと25円の上げ、これにつきましては大体6%程度の上げでございますし、一定の上げを確保しているのではないかと思っております。

それから、今回はこういうえさ価格の高騰を踏まえまして、安定価格帯の上位価格、基準価格、また保証基準価格等の子牛の価格も含めて、すべての価格が上げになっていることについては、まさに飼料価格の高騰を踏まえた結果になっていると考えております。

以上でございます。

○鈴木部会長 企画課長、お願いします。

○徳田畜産企画課長 堀江委員から、地域肉豚の話が出ました。また、富士委員から、配合飼料価格安定制度と関連しまして、畜種ごとの経営安定対策のあり方について御質問がありました。

まず、経営安定対策の面でございますが、地域肉豚事業につきましては、御指摘のとおり、配合飼料価格の高騰がある中で、地域肉豚の基金発動はないということございまして、この制度の有効性について、いろいろ御指摘を受けているところでございます。今後、地域肉豚の事業が機動的、効果的な運用が可能となるよう、対応を考えてまいりたいと思っております。

また、加入につきましては、事業年度、今年度から始まったわけでございますが、これまで価格等が非常にいいということで発動がなかったということもありまして、半分程度

に留まっているところでございます。各基金の対応等ありますが、国から一定の指示等を出しまして、途中加入が可能となるよう、対応してまいりたいと思っております。

また、ほかの畜種も含めての経営安定対策でございますが、配合飼料価格安定制度は、御存じのとおり、一昨年の秋から現在まで1300億円ぐらいの補てんが出されておりました、今後も相当程度の補てんが出される中で、非常に対応困難な状況にあることは、ごもっともな御指摘でございます。そういう中、経営安定対策も合わせて色々検討をしていく必要があると考えております。

それに当たりましては、それぞれ、今までの安定対策で機能している部分もありますし、一方、先ほどの地域肉豚のように限界が見えてきているものもありますので、十分効果等を検証しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、堀江委員から、環境対策について、今後どうしていくのかという御指摘があったと思います。私どももこれまで2分の1補助付リース事業で施設整備をやってきておりました、家畜排せつ物の管理基準の対象農家の99.9%が管理基準に対応済みというところまで持ってきて、一定の効果を得たと思っております。

しかしながら、今後も家畜排せつ物の利用を促進することが必要でございまして、これまでの地域バイオマス利活用交付金などによりまして、家畜排せつ物の利活用の施設整備とかを進めてまいると同時に、また個人向けの家畜排せつ物処理施設整備につきましては、従来どおり、畜産環境リース事業——これは補助なしリースでございますが——そういうものを利用して、必要な機械整備の貸付を行っていきたいと思っております。

また、耕畜連携を進めて家畜排せつ物を処理するところについては、今後も特に力を入れてやりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木部会長 牛乳課長、お願いします。

○平岩牛乳乳製品課長 かなりたくさん御意見いただきまして、難しい御意見もいただいたわけでございます。まず武見委員から御指摘のあった、栄養学的な見地からのお尋ねでございますが、私ども、消費拡大という観点では、一つは牛乳について、改めて栄養学等のいろんな面から、優れているところを整理をして、それをきちっとした情報として広く国民の方々にお伝えをしていく。

そういった目的を持ちながら、J-Milk、日本酪農乳業協会、一昨年来牛乳乳製品健康科学会議——これは各界の権威の先生方で、武見先生の大学でも香川先生とか上西

先生に入っていて、大変御尽力いただいているところでございます——その成果も随分出てきていると考えております。

そういった形で、広く一般に牛乳・乳製品の有効性、有用性についても理解をいただきながら、その中で消費者のニーズ、先ほどおっしゃったような、脂肪分を低目にしたいというニーズが現にあるわけございまして、そうしたニーズがあるということを乳業メーカーの各社とも認識、情報を共有しながら、新しい商品の開発に努めていただくことが、一つの方向かと思っております。

また、栄養バランスという観点のお話もございました。これも、今お話ししました、日本酪農乳業協会が、一つのキャンペーンとして、「ミルクってサプリかも」という形で新聞広告なんかも出しながら、牛乳・乳製品についての理解を深める活動をしております。これは主に、御家庭をお持ちの、30代～50代ぐらいのお母様方への情報提供を集中・強化しようということをやっておるものです。

サプリというのは、いつもとっておられる食事に牛乳を加えることでかなり栄養バランスがよくなるのではないかと。これは昔から言われていることかもしれないんですが、そういった考え方で牛乳をとらえていただきたいというものです。

また、お母様方は、お子さんを持たれるということもございまして、家族の皆様の健康を管理する、マネージャーとしての役割も一般的に果たしておられるという面もあらうかと思っておりますので、そうした消費者の方の属性も詳しく分析をしながら、御理解をいただいくことも必要かと思っております。

先ほど大蔵委員から、必ずしも消費拡大ではないかもしれませんが、酪農教育ファームの話もございました。これは、基本的な酪農あるいは牛乳・乳製品についての理解を、お子さんのみならず、御両親も含めて深めていただくという意味では非常に重要な取り組みと認識をしておりまして、今年度も、酪農教育ファームについて、先進的な取り組みを行っておられるところをモデル牧場に指定したり、そこで研修を行うとか、あるいは認証制度ということで、牧場の場としての認証のほかに携わる方も、人の認証みたいなものも導入をして、いずれにしても、今まで以上に、より質の高い取り組みをしていただけるように御支援することを、私どももやっておるところでございます。

向井委員からの御質問は、算定にかかわる部分できちっとお答えできるかどうかわかりませんが、先ほど出ましたコストと乳量についての増頭の効果を見込むのは、酪農家の方々の御努力で規模拡大して生産性を上げるというお取り組みをされているんですが、これが

算定上、コストダウンが進んだということで補給金単価が丸々下がってしまうと、なかなかそういった方向での努力が進みにくくなるということで、規模拡大がなかった、あるいは昔と同じ規模だったというように擬制計算というか換算をして、一部酪農家の方々の自助努力について、手元に残すような工夫をしているんです。

その上で、乳量を増やしながら頭数を減らすという飼養管理の仕方も一つの取り組みとしてあるということ、それはおっしゃるとおりでございますが、その部分を、算定との関係でいくとどう考えていいかということですが、乳量を増やしながら頭数を減らすということは、恐らくコストの部分でかなり下がってまいります。これは平均的な算定でございますので、今、委員がおっしゃったような取り組みをより先進的にやられれば、この算定で見込んでいる以上にコストが下がりますので、そこは単価と比べてむしろ直接的にプラスとして残っていくということになるんじゃないかと思えます。

そういった意味で、算定と先ほどの飼養管理の仕方の関係とを直接的に御説明するのが難しい面もございますが、そんなことを考えております。いずれにしても、また勉強させていただきたいと思っております。

もう1点、長くなって申しわけございません。富士委員からのお尋ねで、乳価交渉のあり方ということでございます。きょうは浅野委員もいらっしゃいますし、非常に難しい問題であろうかと思えます。乳価交渉の結果が数的に全国一律になっているところから、たまに生産現場の方で、乳業メーカーは全国一本、あるいは本社でやっていて、生産者団体はブロックごとでやっているので、そういう意味でもう全然かなわないという御意見もありますが、それは必ずしもそうではなくて、乳業メーカーさんも、私ども伺っている範囲では、ブロック単位、支社単位での交渉をして、乳業メーカーとしても、現場を重視しながら、生産者団体と交渉されていると伺っております。

そういった中で、昔の全乳対というんでしょうか、全国一本でやっていた当時のことについて、不勉強でなかなか理解しておらないんでございますが、先ほどおっしゃったように、乳業サイドが、各社があってそれぞれやっている、さらには、支社という単位でやっているということとのバランス、あるいは指定団体というもの、今、これは先ほど富士委員からもお話ございましたように、各県一つ一つではなくて、九州ブロック、四国ブロック、中国ブロック等々の、ブロック単位になっていて、中小のメーカーからすると、逆に生産者団体のほうが大きな規模になっているという、立場の逆転も現実としてあるわけでございます。いずれにしても、大変難しい課題、問題点が多くあると思えますので、少

し時間をいただいて、十分勉強しながら考えていきたいと思っております。

全中さんの方でも、生産者団体の立場で、必ずしも中酪なり全農とまだまだ意見交換を深くされているということでもないように聞いておりますので、また改めて御相談させていただきながら、取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○釘田畜産振興課長 えさ関係で少し補足させていただきます。

まず、エコフィード、あるいはイモ類、根菜類等の地域の未利用資源の活用、それから、その前に、MA米、ミニマム・アクセス米の活用といった点について、いろいろ御指摘をいただいております。

これらにつきましては、既に私ども、いろいろな対策を講じている部分もございますし、また、制度的に、さらにえさとしての有効活用をできないかという観点で検討している部分もございます。いずれにいたしましても、国内の利用できるえさ資源を最大限活用していくことが大事だと思っておりますので、引き続き、御指摘いただいた点を含めて、検討を続けていきたいと思っております。

向井委員から、先ほどの乳価算定の問題に続いて、家畜の生産において、生産量の拡大を追求するのか、生産性を追求するのかといった御質問、御意見だったのではないかと思います。私どもも、まず従来から、家畜の改良という視点で、例えば繁殖性の向上、粗飼料の利用性の向上といった観点は常に頭に置いて改良を進めていると思っておりますが、特に近年のえさ価格の高騰問題の中で、改良問題とあわせ、飼養管理技術の改善といった観点から、生産性向上、生産コストを引き下げる努力を今取り組んでいるところでございますので、いろんな地域での優良事例なども集めまして、そういうものをさらに普及していく努力を今後とも続けていきたいと思っております。まさに御指摘のとおり、非常に大事な御指摘だと思っております。

配合飼料価格安定制度なり、えさ米につきましては、将来方向あるいは戦略的な目標をきちんと定めるべきであるという御意見もいただきました。まさにおっしゃるとおりだと思います。

私どもとしましては、現状でできることは今、最大限対応をしているつもりでございますが、さらに将来に向けて、時間をかけてきちんと検討して、場合によっては制度の見直しなり、新たな制度も考える必要があるんだろうと思っております。これにつきましては、やや時間をかけて、中長期的な課題としてしっかり検討していきたいと思っております。

最後に自給飼料関係で、福田委員から、コントラの問題、それから飼料生産販売ビジネスといったものも育ってきているというお話。あるいは、国産飼料の流通問題といった問題が今後は重要になってくるのではないかという、貴重な御指摘でございました。

自給飼料生産についても、我々から見ますと、非常に追い風であるという認識を持っておりますので、この追い風を最大限生かして、御指摘のあった問題についてもさらに後押しする取り組みをやっていきたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。今の御回答も踏まえて、さらに御意見、御質問をお願いします。

○杉本委員 BSE発生以来、私どものみならず皆様かなり苦戦されているような状況なので、それについて一言、二言御質問したいと思います。

まず、北米産の輸入がとまりまして、かつてそれによって国内産の素牛がかなり高騰しまして、枝肉も高かったという状況が続いたんですが、これが反対に消費離れを起こしまして、一時再開したところで、一向に消費拡大につながらない。今、枝肉のほうも、素牛のほうもかなり値段が下がっている状況でございまして、我々市場関係としまして、消費拡大キャンペーンということで、年に1～2回、市場のミートフェアとか、畜産フードフェアとかやっておるんですが、これも一過性のもので、1日2日終われば、それが一般消費に一向につながっていない。これもちょっと無駄な補助金の使い方ではないかということで、一考を要したいと思います。

また、BSE対策は、生産者側にとってはかなりの対策をとられておるんですが、我々流通業者には、一向に目に見えて対策を打っていただいております。その一端としましては、今、全頭検査を挙げております。一頭たりとも陽性の牛は市場に出ないのに、購買者並びに量販店の方々が「検査済み証明書を必ず発行しろ」と、我々業者負担で求めてまいります。これも是非とも撤廃をお願いしたいと、行政指導の方で、できましたら一考のほどをお願いしたいと思います。

もう一つは、BSE絡みでございまして、今、肉骨粉が販売できない。我々、市場にはレンダリング工場も併設しております。そこの社長との話し合いもやったんですが、今、焼却費用は出しておる。ただ燃やすための肉骨粉をつくっておるという状況で、従業員も本当にむなしい作業をしているということで、かなり寂しい作業になっておるんですが、これを有効利用のために、何か施策があればお考えをひとつ、これからも対策を打ってほ

しいと要望してこいと言われました。決して誤解のないように、肉骨粉が自由に出回れということではないんですよ、いかに有効に利用できるかということ施策としてお願いしたいということでございます。

もう一つは、現在、我々大阪市でやっておるんですが、豚肉の件ですが、大阪市にはもう、1件も養豚場がないんです。これも環境問題で、かなり市街地、郊外、他府県に移転を余儀なくされております。これも一つ、今あいておる畜産団地もかなりあるようなので、それを再利用して、我々が集荷がしやすいような畜産団地を近隣に設けていただきたい、これを一つ要望したいということでございます。

ありがとうございました。

○鈴木部会長 上安平委員、阿部委員の順にお願いします。

○上安平委員 私は放送局の番組ディレクターとして、ずっと長いこと、放送番組の制作に当たっておりました。その仕事は、時代の流れを見きわめること、そして何か変化の芽があったら逃さず目をつけること、この2つでほとんどでございます。

そういった点で考える習慣が身についておりますので、きょうもずっとその感じで拝聴しておりましたが、先日、おもしろい経験をいたしました。私も消費者の一人でございますので、有機食品の共同購入グループに参加しております。肉も、牛乳も、野菜も、全部扱っております。小さなグループですけれども。

中国の農薬入り餃子の話が、今もでございますが、大変にぎやかに報じられていたときでしたので、配達にきたお兄さんに、そこでは冷凍の餃子も扱っているものですから、「どう、影響ある」と雑談をしかけたところ、「すごいんですよ、加入希望者が殺到しちゃって、さばき切れないくらいになっています」という答えを聞きました。ちょっと意外だったんです。

はっきり言って、その有機食品の共同購入グループ、高いです。決して安くありません。でも今、購入希望者が、大体東京一円なんだそうですが、殺到しているんだそうです。多分、消費者が徐々に、安全で安いという2つの要素は両立しないのではないかということに気づき始めたんじゃないかと思うんです。それが神話だということに気がついて、少し自分の身を切っても、食の安全・食の安心に力を注ぎ始めたんじゃないかという気がしております。

そういう意味で、きょう午前中ずっと大変精密な御説明を受けまして、理解するのが大変だったんですが、要は、飼料価格が高騰したからそれを適正に価格に上乗せし

ましようということなんだろうと思うんです。私はそれは本当にいいことだと思うので、是非それに賛成したいと思うんですが、それを今の消費者の変化の芽にうまくつなげられないかということをお提案させていただけないかと思っております。

先ほどもどなたかが、適正な最終小売価格への転嫁を考えてほしいとおっしゃいました。それには私、絶好の機会だと思うし、是非そういう方向に、要するに、私たちの食べ物はみんなのものなんですから、生産者だけが苦勞するのではない、消費者も苦勞しましょう、そのかわり消費者の痛いところを生産者もわかってくださいというふうに共同歩調をとるべきで、それには、生産価格が上がったら消費価格が上がるという仕組みを、どこかでルートとしてつけないとだめな気がします。それには、はっきり言って千載一遇のチャンスではないかという気さえ、今しております。

安全・安心を自分の身に即して考える、ちょうど今の時期ですので、是非それをお考えいただきたいと思っております。私、渋谷で働いておまして、アンケートのおぼさんたちがあの辺にたくさんいるんですが、そのアンケートで「日本の食料自給率は何%ですか」と聞くと、今はほとんどみんな「39%」と答える。この2、3カ月が本当にその時期なものですから、この時期外しちゃいけないなという気がしております。

以上です。

○鈴木部会長 貴重な御指摘、ありがとうございました。

○阿部委員 私は、農家の庭先に立ったつもりでお話をしたいと思います。対象は、茨城県の水戸の近くの酪農家です。日本大学にいたときに、2、3年に1回、学生を連れて行って、そこでいろんな定量的な調査をやっていたんですが、そのうちの1つの例です。都府県酪農のごく平均的なところで、毎日の搾乳牛は大体30頭ぐらい、そして平均の乳量は30kgぐらい。年間8000kgちょっとぐらいですから、平均的なところですよ。

そこで、「定量的な」ということは、えさの摂取量をきちっと図るという仕事を1週間ぐらいやってきているということですから、私のこれから申し上げる数字は当てずっぽうではないと聞いていただきたいんですが、そこで平成16年、まだ平時のときと平成19年の去年の一番ぐうっと上がったときの飼料価格のアップの比較をしてみました。定量的に整理をして。そうしますと、30頭、30kgの牛を飼っていて、6700円ぐらい飼料費としてアップしているんです。

そこでどんなえさのやり方をしているかということ、これは平均的な30頭の姿ですが、3種類ぐらいの輸入乾草を1日8kg、ビートパルプを2kgぐらいで、そして、今日の議論の



中心であります配合飼料が9 kgです。そのほか色々ありますが、メインは9 kgの配合飼料と輸入乾草8 kgです。そのときの6700 円のアップの内訳を見ますと、56%が輸入乾草です。そして、配合飼料のアップ分の負担は36%です。それが都府県酪農の辛いところでありませぬ。

配合飼料の方は、先ほどから議論ありますように、補てんがありますから、これはかなり返ってくる。しかしながら、輸入乾草の1日3800 円の、6700 円の56%が返ってこない。

どうしてかという、ここは私、前から付き合いがあって、昔は通年サイレージ、夏はトウモロコシサイレージを作って、冬はイタリアンライグラスを作って、そして1年中サイレージを作っていた。それが、頭数を少しずつ増やしていったから、結局は輸入乾草は電話1本でとれる。それから、配合飼料もブッシュェル2.5ドル台、ずっときたからということで、どんどんどんどんそっちのほうに。

つまり、私はよく「治にいて乱を忘れちゃだめだよ」「通年サイレージ必要なんだよ」と言っていたんですが、大方のところは治にいて乱を忘れていたんです。だから、今の結果は、ある意味では当然来るべきものが来た。先ほど大藪委員が「ちょっと早過ぎた」と言いましたが、これは治にいて乱を忘れていたということなんです。

じゃ、これから乱をどういくかという、先ほど福田先生が言われたように、これは一つ、今がその危機のところにいるんだから、チャンスだから、これから大きく構造改革をしていかなきゃいかん、いわゆるパラダイム・シフトしていかななくてはいけないというお話をされたんですが、そのとおりだと思います。

その時に、私は少しブレイクダウンして、農家の庭先での視点で話をしますと、とにかく8 kgの輸入乾草をどうするか。政策目標としては自給飼料100%ということですが、ここは8 kg、ちょっと多いかもしれませんが、通常、日本の都府県の酪農家6 kgか7 kg使っていますから、それをすぐになくすことはできません。全体で、ちょっとど忘れしましたが、多分230万トン~320万トン。多分230万トンぐらいだと思いますが、大きな市場を形成しているわけですから、簡単になくすことはできない。だから、次第次第に輸入乾草を自給飼料にシフトさせていかななくてはいけないということで、今、このお役所の皆さんが飼料政策をやっている。それはその通りやっていっていただきたいと思ひますし、それがなかったら、本当にどうだったんだろうかと思ひて、かえって、やっていて良かったなと思ひます。

しかし、これから取り組まれる時に2つ、ちょっと細かい専門的な話になりますが、一

つは、今言ったように、輸入乾草をそんなに簡単に減らすことできませんから、質の管理をしっかりとするという事です。私はずっとその仕事をやってきました。輸入乾草について、動物試験やったり、消化試験やったり、化学分析やったり、数としては私が一番多くやっていると思いますから、これも自信を持って言いますが、余りよくありません。イネ科のチモシーの乾草を含めて、オーツも余りよくありません。質が低いところのバラエティ、変動が大きいんです。ですから、いいものを使ったところと悪いものを使ったところでは、乳量を介して月に 15~16 万の差がぱっと出てきてしまいます。今のコストアップ、吸収できます。

もう何を言わんかおわかりだと思いますが、今、これだけあるのに乾草の品質規格がないんです。それをお役所の皆さんも少しウォッチしながら、そういう方向で輸入乾草を、いいものを作る、いいものを買うんだという視点でやっていくと、飼養成績、乳牛を飼う、その乳量生産の方からの随分自助努力的なものがある、それを支えなくちゃいけない。

もう一つは、自給飼料を増やすということ。私、今、北海道の十勝に引っ込んで、隠居していますが、向こうのデータを見ますと、10 年間、牧草サイレージの質は、残念ながら上がっておりません。TDN 含量、可消化養分総量で 56% ぐらいから、よくてもせいぜい 60% ぐらいです。これも量だけ上げるんじゃなくて、目標値をきちっと定めて、TDN 含量 70% 以上のものを作るんだということでやっていく。質のことを加味してやっていくことがとても大切です。それによって、これは先ほどの輸入乾草と同じように、乳量・乳質が上がって、それによってこの収入がある。そういうことで、今の飼料代アップをカバーできると思います。

その場合に、質はどういうことで考えていくかということ、私の出身であります、今の農水省の皆さんがおやりになっている飼料政策の一端を、試験研究機関の人たちに、「しっかりやってくれ」ということで、お金も出すし、人材も集中するしということやっていく。日本の試験研究機関はパワーはしっかり持っていますから、それをやっていっていただければありがたいなと思っております。

そういったことを、方向としては、平成 15 年くらいからおやりになっている、飼料の政策。これは当然、これから進めていかなくちやいかんわけですが、それは平時のときに作られた計画ですから、今言ったことも加味して、農家経済を考えながら、一部はモディファイをしたり、スピードアップするといったことをやっていっていただければいいかなと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、松木委員はいかがでしょう。

○松木委員 私は、余り詳しい意見は申し上げられないのですが、第2回の際にいただいた資料で、飼料の自給率というところで、今から7年後、27年度において、35%自給すると。

そのうち、濃厚飼料は14%という数字を伺いまして、今、自給を叫ばれている中では、余りにも低いのではないかと——私の知識のない者が言うことであって、その数字が非常に低過ぎるというのはおこがましい言い方かもしれませんが、なるべく上げていただくようにという希望を申し上げたいと思います。

あとは皆ほかの委員がおっしゃったので、この1点に抑えさせていただきます。

○鈴木部会長 ありがとうございました。

八巻委員はいかがでしょう。

○八巻委員 多くの方々と重複いたしますが、一つだけ、自分の考え方も披露してまいりたいと思います。

国民に対する安全・安心な食料を安定的に供給するのが農業の役割だろうし、使命であるだろうし、生産者の個々の人たちはそういうことを意識しながら、常に営農をやっているんだろうと思います。そのためにさまざまな努力をされていて、生産コストの低減という努力もしていたんだろうと思います。ですから、販売価格というか、消費者価格の上昇をある程度回避してきたといったような歴史も、実際我が国にはあるのではなかろうかと思えます。こうした中、今般の配合飼料価格に象徴されるような生産資材の価格をどう見ていくのかというところであります。

話はちょっと変わりますが、飲用牛乳の消費低迷があります。これは、よく言われているのは、少子・高齢化あるいは多くの多様な飲料の普及・拡大ということだろうと言われていまして、ある意味では、私の言葉で言うと、構造的なものになっているのかなと見ています。そうすると、飲用の回復は、構造的な問題であればあるほど、難しいのかなと。ちょっとマイナス的なお話をさせてもらったんですが、そんなことがあるのかなということとです。

じゃ、先ほど申し上げた、えさの価格高騰はどんなふうに見通しますかと。前回もお話させてもらいましたが、そう簡単に下がるという見通しがなかなかしづらいとすれば、こ

れまた構造的な問題に分類されるのかなと思います。であれば、先ほど来議論がござい  
ますが、えさの基金制度がござい。ただ、これも高値安定となってしまうたら機能しな  
いということは既に御案内のとおりです。我が国、先ほどお話ありましたが、2400 万トン  
の配合飼料が流通していきまして、仮に今、生産者の御負担が、例えば1万円というわかり  
やすい数字になるとすれば、年間2400億円のお金がかかるわけです。これが最終的には生  
産者——えさ基金制度というのがありますが、それも結果的には生産者が負担しているよ  
うな格好ですから、2400億円のお金をどないするんじやいなということになるのではない  
か。

国家がすべて面倒見るということも極めて困難でしょうし、生産者が何年間もそのまま  
でずっと行くかという、それはまた、極めて困難な話だろうと思います。北海道の酪農  
家を例にとりますと、例えば個々の生産者は年間500トン強の牛乳を絞っていますが、1  
日当たりでいうとドラム缶1本ぐらゐの生産量、それが7000人、8000人集まって1日1万  
トンという、生産者の生産量を少しずつ集めて、やっと1万トンという量になるというこ  
とでござい。ますので、個々の生産者の経営の規模とか、経営体力はそんなに強いものでは  
ないといったことを考えますと、北海道で340~350万トンも配合飼料使っていますが、そ  
れを全部生産者の方が負担することはなかなか難しいのかなとも考えます。

となると、先ほど来お話がありますが、ある意味では構造的な改革をしていかななくては  
いけないだろうというところに、一つには行きつく。ただし、その場合、時間とか、費  
用とか、エネルギーとかいった非常に大きなものが必要になってくるだろうというこ  
とでござい。ます。

そういった意味で、これから農林省の皆様をお願いを申し上げたいのは、一つには、そ  
ういったえさの高騰は構造的な問題であるとすれば、そうした新たな構造を踏まえた、見  
通した制度あるいは対策実施といったものが必要になってくるだろう。例えば、今のえさ  
問題とか、適正な価格転嫁関係といったことがあるだろうと。

2点目は、既存のシステムなり細則でカバーできないもの、あるいは新たな制度が機能  
するまでの間、生産者の経営不安材料を払拭するような対応、緊急的と申し上げていいの  
か、あるいは適時・適切な支援策、振興策といったものが必要になってくるだろうと思  
います。

3点目とすれば、そうした多様な支援措置あるいは制度がその目的をしっかりと機能する  
ためには、必要な財源をしっかりと確保することが必要になってくると考えます。お昼休み

のちょっと時間あったときに、今日いただいた参考資料で、昨年の建議に対してどんなことをなされたかというものをざっと斜め読みさせてもらったんですが、農林水産省におかれましては、さまざまな努力をなされているということでございまして、生産現場においても、多くの場面でそれが成果として現われていると思っています。敬意を表したいと思いますが、今後、これから建議がなされると思いますが、そうした建議を踏まえた酪農・畜産行政の推進に当たって、これまでに増して、特段の御配慮をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

これで一通り御意見はちょうだいしたかと思いますが、もう一度事務局から。

○牧元食肉鶏卵課長 杉本委員から何点か御意見を頂戴したところでございます。

まず最初に、消費者の牛肉離れが止まらない、従来の消費拡大対策が効果を上げていないのではないかという御指摘でございます。これにつきましては、食肉関係の消費拡大予算につきまして、20年度から新しい対策に組み替えようということで考えておりますので、その新しい対策の中で、御指摘も踏まえまして、どういう対策がより効果のあるものとして組み立てられるのかということにつきまして、工夫をしてみたいと考えているところでございます。

BSE対策について、流通業者には余り対策がないのではないかという御指摘でございます。これにつきましては、直接的にBSE対策ということではないかもしれませんが、衛生管理の向上のための施設の整備、例えば従来からもピッシングの中止のための施設整備等については支援をしてきたところでございますので、こういう形で、衛生管理の向上のための整備等については引き続き支援をしてみたいと考えております。

肉骨粉の有効利用を進めるべきではないかという御指摘でございます。これも本当に御指摘のとおりでございまして、私ども、肉骨粉について、処理費用を縮減するために、従来も豚肉骨粉との分別を進めまして、有効利用していく、あるいはきちんとリスク評価をした上で、使えるところは使っていく形で検討ができないのかということやってきたところでございまして、今後も、是非このような取り組みを進めることによりまして、肉骨粉の処理費用の縮減等を図っていきたいと思っております。

最後の御指摘で、豚肉の処理施設の整備の問題でございます。これにつきましては、どのような整備が考えられるのかということについて、またよく御相談をさせていただきた

いと思います。

以上でございます。

○鈴木部会長 振興課長、お願いします。

○釘田畜産振興課長 阿部委員から、飼料問題で大変貴重な御示唆をいただきました。お話の中にもありましたように、えさの品質の問題は、ぱっと目で見てわかる問題ではございませんので、日ごろの私たちの取り組みの中でも、ちょっと弱いところなのかなと感じております。

先ほども出ましたが、このえさ高騰の中で、生産性向上の取り組みを今、私どもも一生懸命やっておりますので、その中で、えさの品質の問題といったこともきちんと頭に置いて取り組んでいきたいと思ひますし、研究サイドともいろいろ連携を追求してみたいと思ひます。ありがとうございました。

松木委員からは、飼料自給率 35%目標、まだ低いのではないか、もっともっと高める努力をすべきではないかという御意見だと思ひます。私どもも、気持ちとしては全くその通りでございますが、飼料自給率の中身は、この前の資料の中にもございますように、粗飼料と濃厚飼料がござひます。

まず、粗飼料につきましては、この粗飼料、牧草類は日本の国内で作れるものですが、先ほどの阿部先生のお話にもございましたが、年間 230 万トンほどの粗飼料が輸入されているという現実がござひます。まず私たちは、輸入牧草を国産の粗飼料にきちんと置きかえて、粗飼料自給率 100%を達成していきたいと思ひています。

一方、濃厚飼料はトウモロコシがほとんどを占めるんですが、これを国内で作るのは、気象条件あるいは土地条件から見てなかなか難しいと思ひております。その中で、エコフィールドのような国内の資源を最大限活用して、現在の濃厚飼料自給率 14%という目標に向けて、今、努力しているところでござひます。

その中で、最近えさ米の問題もござひますので、これについては、将来どのような可能性を秘めているのかまだはかりかねているところがあるんですが、こういうものも取り組みが今後拡大していくということになれば、またさらにこの自給率を押し上げるような可能性も出てくるのかもしれない。その辺も、今後の課題としてしっかり取り組んでいきたいと思ひております。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございました。

はい、どうぞ。お願いします。

○境畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長です。

肉骨粉の有効利用、先ほど食肉鶏卵課長からお答えありましたが、もう少し具体的にお話ししますと、13年10月以降、肉骨粉を全面禁止した上で、順次品質管理措置を講じながら利用の再開をしているところでございます。御承知のとおり、魚粉とかチキンミール、それから豚肉骨粉は、既にライン分離等の管理措置を講じて再利用ができることになっておりまして、近々豚肉骨粉の養魚用飼料への利用も再開する予定になっております。

残るは牛肉骨粉だけということになるわけですが、これは仮定の話ですが、例えば将来的には放牧と関係ないところへの肥料利用といったものが考えられると思いますし、今後、BSEの清浄化が進んでいくか、近々そういった方に進めば、リスクの程度に応じたリスク管理措置といったことが考えられておりますので、そういった面につきましては、EUの対応状況とかを見ながら、食品安全委員会等と相談しながら対応していきたいと思っております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

○姫田動物衛生課長 同じく、杉本委員からお話のありました全頭検査ですが、私ども農林水産省といたしましては、死亡牛はハイリスク・グループに入りますので、死亡牛の24カ月齢以上の全頭検査を実施しております。

これは食品とは全く関係ないので、サーベランスの観点から、要するにハイリスクのグループをしっかりと調べて、我が国のBSEの浸潤度を調べていこうということによってやっているとございます。

今まで確認された33頭のうち11頭が死亡牛から出てきているということで、大体10倍～20倍ぐらいの確率で死亡牛のほうに出てくるということによってございまして、これはしっかり調べていかないといけないと考えておるところでございますので、24カ月齢以上ということでは、EUと同じ考え方になっております。

もう一方で、厚生労働省が行っております21カ月齢以上のと畜牛の全頭検査でございます。これは基本的に、検査をすることと特定危険部位を除くという2つのことによって、牛肉の安全を確保しているという考え方でやっております。これは厚生労働省の考え方ですが、BSE患者を食卓に乗せないんだということを基本に考えているところでございます。

また、EUの状況とかを見ますと、30カ月齢以上の全頭検査をしているところ、あるいは

は24カ月齢以上の全頭検査をしている国とかございます。いずれにしても、これの変更ということになりますと、しっかりと科学的なリスク評価をしていく。これは食品安全委員会でリスク評価していただくわけですから、そういうことが必要になってくると考えておりますし、あるいは我が国のBSEの浸潤度、フィードバン、リアルバンというか、平成17年の4月にえさ工場の分離とか、とても厳しい飼料規制もやっておりますから、そういうことも含めて、今後、厚生労働省と連携しながらリスク管理をやっていきたいと考えているところでございます。

検査済証ということになりますと、これはあくまでも民民の話なので、当然21カ月齢以上は全部やっているわけなんで、そのときに説明をしてくれという話であれば我々も応援しますが、そこは民民の中でしっかりと御説明していただく、それを我々は応援させていただくということになるかと考えているところでございます。

上安平委員からございました、「こういうときにこそ、国内の畜産物をしっかりと」ということでございます。先ほど近藤委員から「安全な国産品とは云々」と言われたところがありますが、私どもとしては、消費者に安全な畜産物をお届けしないといけないということも含めまして、農業で言いますGAPを、農畜産版で、飼養衛生管理基準を作って、すべての農家に対してきちっとした飼養管理をやっていただくようにということを指導しているところでございます。

もう一方で、さらにレベルの高い農家には、HACCPという概念を入れた畜産物を作るということで、「HACCPで作っている畜産物ですよ」ということの証言をしようということで、今、システムづくりをしているところでございます。

要するに、市場に「HACCPの概念で作った畜産物ですよ」ということで、シールを張るとかいうことを進めていこうということ、現在始めさせていただいているところでございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

他はよろしいでしょうか。

15時までを大体予定しているので、ほぼ予定の時間にはなっておりますが、さらに付け加えておきたいことが、もしございましたら。

どうぞ、堀江委員。

○堀江委員 ただ今、安心・安全の中で、HACCP、それからトレーサビリティというシステムで、私たちはトレーサビリティシステムの中で安心と安全な物をお届けしようと



いうことでやっているわけですが、こういう安全・安心な物が全部生産者の負担になってしまうというのは、先ほどからお話するように、えさが高い中で、こういう部分の負担がかなり大きくなっていくと思うので、この点につきましては、先ほどお話ありましたように、きちんと伝えることによって、消費者の方々にもそういうものを理解して買っていていただくということがこれから重要になってくると思います。

何が何でも全部生産者負担ということは、私、非常に厳しいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

こういう視点も含めて、検討をしていただきたいということだと思います。

それでは、他にはよろしいでしょうか。ちょうど予定しておりました時間になりましたので、質疑応答はここで終了させていただきます。

#### 諮問に対する賛否

○鈴木部会長 これから、諮問に対します賛否を一人一人からお聞きする形をとらせていただきたいと思います。

委員及び各臨時委員より、本日の諮問を審議するに当たり、参考として示されました試算値についての賛否を御表明いただきます。あわせて、諮問に対する御意見がさらにあれば、簡潔に陳述いただくということにいたしたいと思います。

順番は、50音順ということでございますので、ちょうどその順番に着席していただいておりますので、秋岡委員はおられませんから、浅野委員からになりますでしょうか。お願い申し上げます。

○浅野委員 出されました文書あるいは中身の説明、了解いたしました。このとおり進めていただければありがたいと思っています。以上です。

○鈴木部会長 阿部委員、お願いします。

○阿部委員 諮問案に対して、異議がありません。

○鈴木部会長 大藪委員、お願いします。

○大藪委員 私も、本日出されたものに対しまして、異議ございません。ただ一つだけ、限度数量枠に関しまして、先ほど一過性の需要量ということが出ていましたので、これを確実に取り入れて欲しいと思います。

- 鈴木部会長 上安平委員、お願いします。
- 上安平委員 私も、諮問に同意いたします。ただ、色々な方面、生産者、消費者への説得・説明には十分御留意いただいて、PR活動にも力を注いでいただきたいと思います。
- 鈴木部会長 杉本委員、お願いします。
- 杉本委員 諮問に関しては、異議ございません。ただし、我々食肉市場業界としましては、もっとパフォーマンス的なコメントを農水省からもドラスチックに出していただきたい、安心・安全をもっともっと前へ進めていっていただきたいということで、それだけ1点、お願い申し上げます。
- 鈴木部会長 武見委員、お願いします。
- 武見委員 特に異議ありません。賛成です。
- 鈴木部会長 飛田委員、お願いします。
- 飛田委員 異議ありません。
- 鈴木部会長 福田委員、お願いします。
- 福田委員 賛成いたします。
- 鈴木部会長 富士委員、お願いします。
- 富士委員 諮問案に賛成いたします。
- 鈴木部会長 堀江委員、お願いします。
- 堀江委員 賛成します。ただし、現状を踏まえた中での、これから食肉価格安定についてはお願いしたいと思います。
- 鈴木部会長 松木委員、お願いします。
- 松木委員 いろんな状況をかんがみまして、やむを得ないかなと思います。
- 鈴木部会長 萬野委員、お願いします。
- 萬野委員 賛成します。
- 鈴木部会長 向井委員、お願いします。
- 向井 賛成いたします。
- 鈴木部会長 八巻委員、お願いします。
- 八巻委員 諮問に対して、異存はございません。
- 鈴木部会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、質疑応答及び意見聴取並びに賛否表明が終了いたしましたので、この御意見をとりまとめまして答申及び建議の原案を作成することといたしたいと思っております。

が、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木部会長 御異議がないようでございますので、従来からの慣例に従いまして、こちらから起草委員を御指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木部会長 そうしますと、起草委員につきましては、浅野委員、阿部委員、上安平委員、飛田委員、福田委員、萬野委員の、以上6名の方にお願いますとともに、起草委員長は、御苦勞をおかけしますが、福田委員をお願いいたします。

なお、私も起草委員会に同席させていただくことで、御了承を願います。

それでは、原案が作成できるまで、暫時休憩にさせていただきます。できる限り早くとりまとめていただくようお願いしまして、それまでお休みいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○徳田畜産企画課長 事務局より、起草委員会の会場について説明します。起草委員会は、議場を出まして直進し、左側の大臣応接室にて3時半をめぐりに開催する予定でございますが、起草委員の皆様に対しては個別に参集をかけますので、よろしく申し上げます。

午後3時5分休憩

午後5時12分再開

○鈴木部会長 大変お待たせいたしました。それでは、部会を再開いたします。

答 申

○鈴木部会長 起草委員会におきまして慎重に審議をいたしました結果、答申案及び建議案を作成いただきましたので、起草委員長から御披露願います。

○福田起草委員長 それでは、起草委員会でとりまとめました答申案及び建議案につきまして、御報告いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 それでは、朗読させていただきます。

19食農審第61号

平成20年2月21日

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答 申

平成20年2月21日付け19生畜第2115号で諮問があった平成20年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成20年2月21日付け19生畜第2123号で諮問があった平成20年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成20年2月21日付け19生畜第2124号で諮問があった平成20年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成20年度につき試算に示された考え方

で定めることは、妥当である。

## 建 議

### I 酪農・食肉共通

- 1 配合飼料価格の上昇に対応して、補てん金の交付に支障がないよう配合飼料価格安定制度の適切な運用の確保を図るとともに、その今後のあり方を検討すること。また、畜産農家の収益性の悪化に対処し、各畜種の状況に応じて、安定的な経営継続を図るための対策を推進すること。
- 2 輸入飼料に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産に転換するため、青刈りとうもろこし等の高栄養な飼料作物の生産拡大、耕作放棄地等を活用した飼料作物作付や放牧等の畜産的利用、コントラクターの活用、耕畜連携による稲WC Sや飼料用米の利活用、食品残さ等未利用・低利用資源の飼料化を推進すること。また、粗飼料の品質向上や家畜の生産性向上を図るための飼養技術の普及等を推進するとともに、家畜排せつ物の利活用を一層推進すること。
- 3 国産畜産物について、生産者等の努力によって吸収できない生産コスト上昇分を小売価格に適切に反映できるよう、消費者等の理解向上に向けた環境づくりや値上げによる消費の減少を最小限に抑えることに一層努めること。
- 4 安全な畜産物の安定供給及び生産性向上を確保するため、生産段階における衛生管理対策を徹底すること。また、家畜の伝染性疾病について、国内における発生予防、まん延防止、海外からの侵入防止のための対策を推進すること。
- 5 WTO農業交渉やEPA交渉においては、輸出国と生産条件に大きな格差があることを踏まえ、重要品目の確保、適切な関税水準の確保等がなされるよう取り組むこと。
- 6 酪農・食肉に関する施策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、実施に当たっては、透明性の確保や適切な執行に努めること。

### II 酪農・乳業関係

- 1 チーズ新增設工場の稼働に加え、更に液状乳製品向けの供給拡大が計画されていることを踏まえ、チーズ、液状乳製品等向け生乳供給の安定的な拡大を推進すること。また、需要に応じた計画生産を推進しつつ、国際需給の逼迫に伴う特定乳製品の需要増加を踏まえて適切な生乳生産を推進すること。
- 2 都府県酪農の生産基盤強化のため、生産性向上や自給飼料の生産拡大を推進する

こと。また、牛乳の値上げにより消費が減少した場合に備え、生産者団体がその影響を緩和するための仕組みを整備することに対し支援を行うこと。さらに、飲用乳地帯である都府県における新たな需要開発を促進すること。

- 3 牛乳乳製品の消費拡大を図るため、学術的な情報の提供等による機能性・有用性の訴求、表示の見直しとあわせた新商品の開発の促進を図ること。また、消費者の酪農に対する理解醸成を促進するため、酪農教育ファームを対象とした研修や認証制度の充実及びふれあい牧場の活用を図ること。

### III 食肉関係

- 1 配合飼料の価格高騰等により、生産コストが上昇する中で、肉用牛及び養豚経営の体質強化を図るため、繁殖成績の改善や事故率低減等を通じた生産性向上の取組を強化すること。また、繁殖雌牛の増頭を図ること。
- 2 国産食肉の消費拡大を図るため、特に需給が緩和基調にある乳用種牛肉について販路拡大の取組を推進するとともに、食肉の機能性や安全性について理解醸成を図る取組を強化すること。また、「攻めの農政」の一環として、海外への販路を拡大し、和牛肉の輸出の促進を図ること。
- 3 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の飼料・肥料への有効利用を促進し、肉骨粉の処分経費の縮減を図ること。

以上でございます。

○鈴木部会長 ただいま朗読いただきました答申案及び建議案につきまして、御賛同を得られますならば、この案を当部会の答申及び建議といたしたいと思っておりますが、これによろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木部会長 ありがとうございます。御異議ないということで、これを当部会の決定といたしますと同時に、関連規則に基づきまして、食料・農業・農村政策審議会の正式な答申及び建議ということにさせていただきます。

答申内容につきましては、部会の決定をそのまま本審議会の決定とみなすことになっておりますので、ただいま、政策審議会長名におきまして、答申を農林水産大臣に提出いたすわけではありますが、今村副大臣に御出席をいただいておりますので、今村副大臣にお渡ししたいと思います。

[答申書手交]

農林水産副大臣あいさつ

○鈴木部会長 では、ここで今村副大臣からごあいさつをお願いしたいと思います。

○今村農林水産副大臣 皆様こんにちは、御紹介いただきました農林水産副大臣の今村雅弘でございます。本日は皆様方には、本当に御苦労さまでございます。それでは、早速でございますが、一言御礼申し上げます。

本日は、鈴木部会長様を始め、各委員におかれましては、御多忙にもかかわらず本部会に御出席を賜り、長時間に渡り熱心な御審議をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

政府といたしましては、答申の御趣旨を十分尊重して、平成 20 年度の加工原料乳生産者補給金単価、肉用子牛の保証基準価格などを決定してまいりたいと存じます。

また、答申に際していただきました建議につきましては、その御趣旨に従い検討の上、適切な措置を取ってまいります。さらに、審議の過程において委員各位から賜りました貴重な御意見は、今後の行政運営の中で十分に参考にさせていただきたいと考えております。

最後に、今後とも委員各位には一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、私からの御礼のごあいさつといたします。

本日は、誠にありがとうございました。

○鈴木部会長 副大臣、どうもありがとうございました。

本日は、大変長時間にわたりまして御熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会平成 19 年度第 3 回畜産部会を閉会いたします。委員の皆様方の御協力に、心より感謝申し上げます。

午後 5 時 27 分閉会